

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策  
に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 28 年 3 月

総務省中部管区行政評価局



## 前 書 き

近年、マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により路線バスの廃止等が進み、公共交通サービスの存続が困難となる、「交通不便地域」が発生しており、地域によっては、自ら移動手段を持たない高齢者、通学者、障害者等（以下「移動制約者等」という。）の日常的な交通手段の確保が困難な状況がみられる。

このため、移動制約者等の日常的な交通手段を確保・維持することが重要な課題となっており、過疎化等が進行する市町村では、路線バス等を補完・代替するコミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等が導入されてきた。

また、移動制約者等に対する輸送サービスの需要の増大を踏まえて、平成 18 年の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）改正により、市町村、特定非営利活動法人等による自家用自動車を利用した有償旅客運送を可能とする登録制度が創設された。

さらに、平成 19 年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）が制定され、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等を導入した地方公共団体に対し、地域公共交通の確保・維持するために必要な補助等が実施されている。

一方、旅客自動車運送事業者におけるヒューマンエラーを起因とした事故・トラブルが後を絶たず、安全確保対策の一層の徹底が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、愛知県内及び岐阜県内の交通不便地域を中心として、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町村、特定非営利活動法人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸局・運輸支局における事故防止対策の実施状況、事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	交通手段の利便性確保対策の推進	2
(1)	地域公共交通会議及び福祉有償運送運営協議会の適切な運営	2
ア	交通会議の開催の促進、同会議及び議事概要の公開	2
イ	運営協議会の公開及び議事録の公表	4
ウ	運営協議会における旅客の範囲の確実な把握	6
(2)	その他	54
2	輸送の安全確保対策の推進	57
(1)	自家用有償旅客運送者に対する安全確保措置の徹底	57
(2)	その他	74

## 説明図表目次

### 第2 行政評価・監視結果

#### 1 交通手段の利便性確保対策の推進

##### (1) 地域公共交通会議及び福祉有償運営協議会の適切な運営

###### ア 交通会議の開催の促進、同会議及び議事概要の公開

図表1-(1)-ア-①	地域公共交通会議の協議等に関する根拠法令	8
図表1-(1)-ア-②	地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付け国自旅第161号(最終改正:平成27年4月1日付け国自旅第370号)国土交通省自動車交通局長通達)(抜粋)	11
図表1-(1)-ア-③	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の協議等に関する根拠法令	12
図表1-(1)-ア-④	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行に伴う協議会制度の運用等について(平成19年7月9日付け国総計第42号国土交通省総合政策局長通知)	14
図表1-(1)-ア-⑤	中部管内における今後の地域公共交通施策のあり方に関する調査報告書(平成24年3月中部管内における地域公共交通に関する意見交換会)(抜粋)	17
図表1-(1)-ア-⑥	愛知県内市町村における地域公共交通会議等の設置状況(平成26年度末)	21
図表1-(1)-ア-⑦	岐阜県内市町村における地域公共交通会議等の設置状況(平成26年度末)	22
図表1-(1)-ア-⑧	愛知県内における地域公共交通会議の開催状況	23
図表1-(1)-ア-⑨	岐阜県内における地域公共交通会議の開催状況	23
図表1-(1)-ア-⑩	愛知県内における地域公共交通会議未開催の市町村の状況	23
図表1-(1)-ア-⑪	愛知県内における地域公共交通会議未開催の市町村の地域公共交通セミナーへの参加状況	24
図表1-(1)-ア-⑫	岐阜県内における地域公共交通会議を設置している市町村における直近の開催状況	24
図表1-(1)-ア-⑬	岐阜県揖斐川町における公共交通に関する検討状況	24
図表1-(1)-ア-⑭	岐阜県揖斐川町における地域公共交通会議の開催状況等	25
図表1-(1)-ア-⑮	調査対象市町における地域公共交通会議の公開状況(平成26年度末)	26
図表1-(1)-ア-⑯	揖斐川町地域公共交通会議設置要綱	26

###### イ 運営協議会の公開及び議事録の公表

図表1-(1)-イ-①	道路運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	28
図表1-(1)-イ-②	運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付け国自旅第145号(一部改正:平成25年4月10日付け国自旅第633号)国土交通省自動車交通局長通達)(抜粋)	28
図表1-(1)-イ-③	自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について(抜粋)	30

図表 1-(1)-イ-④	豊橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱、同運営要綱	32
図表 1-(1)-イ-⑤	調査対象市における運営協議会の開催状況	34
図表 1-(1)-イ-⑥	調査対象市における運営協議会の公開及び議事録の公表状況(平成 26年度末)	35
図表 1-(1)-イ-⑦	豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱	35
図表 1-(1)-イ-⑧	豊田市ホームページ「福祉有償運送運営協議会」の議事録の公表 状況	37
図表 1-(1)-イ-⑨	犬山市福祉有償運送運営協議会の設置等に関する要綱	39
図表 1-(1)-イ-⑩	瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱	40
図表 1-(1)-イ-⑪	飛騨市有償運送運営協議会設置要綱	45

## ウ 運営協議会における旅客の範囲の確実な把握

図表 1-(1)-ウ-①	「要支援認定を受けている者」及び「その他肢体不自由、内部障害、 知的障害、精神障害その他の障害を有する者」に関する根拠法令	48
図表 1-(1)-ウ-②	平成 26 年度の飛騨市有償運送運営協議会における輸送の範囲の確認 状況	48
図表 1-(1)-ウ-③	飛騨市が平成 26 年度に審査した福祉有償運送の法人の旅客名簿	49
図表 1-(1)-ウ-④	福祉有償運送の登録に関する審査基準について(平成 18 年 9 月 28 日 付け岐運支局公示第 9 号中部運輸局岐阜運輸支局長公示)(抜粋)	50
図表 1-(1)-ウ-⑤	地域公共交通セミナー(初級編)次第(平成 27 年度)	53

## (2) その他

図表 1-(2)-①	コミュニティバスの運行に関する根拠法令	56
図表 1-(2)-②	旅客自動車運送事業者の苦情処理に関する根拠法令	56
図表 1-(2)-③	平成 24 年度から 26 年度までの過去 3 年間におけるバス停通過に係る苦 情の発生件数及び発生原因	56

## 2 輸送の安全確保対策の推進

### (1) 自家用有償旅客運送者に対する安全確保措置の徹底

図表 2-(1)-①	輸送の安全確保措置に関する根拠法令	61
図表 2-(1)-②	運転者台帳に記載する道路交通法通知の根拠法令	64
図表 2-(1)-③	愛知運輸支局業務概要(抜粋)	64
図表 2-(1)-④	自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準、自家用有償旅客運送 の監査方針、及び自家用有償旅客運送者の法令違反に対する行政処分の公 表の基準について(平成 18 年 9 月 27 日付け愛運支局公示第 2 号中部運輸 局愛知運輸支局長公示)(抜粋)	65
図表 2-(1)-⑤	愛知運輸支局管轄の旅客・貨物運送事業者と福祉有償運送者の事業者数 及び保有車両数(平成 25 年度末)	65
図表 2-(1)-⑥	福祉有償運送の登録に関する審査基準について(平成 18 年 9 月 29 日付 け愛運支局公示第 7 号中部運輸局愛知運輸支局長公示)(抜粋)	66

## (2) その他

- 図表 2 - (2) - ① 輸送の安全にかかわる情報の公表に関する根拠法令 . . . . . 75
- 図表 2 - (2) - ② 旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき事業者  
が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年 9 月 19 日付け国土交通省  
告示第 1089 号） . . . . . 76
- 図表 2 - (2) - ③ 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30  
日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号（最終改正：平  
成 27 年 11 月 9 日付け国自安第 155 号・国自旅第 229 号・国自整第 239 号）  
国土交通省通達）（抜粋） . . . . . 77
- 図表 2 - (2) - ④ 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平  
成 21 年 10 月 16 日付け国官運安第 156 号・国自安第 88 号・国自旅第 163  
号・国自貨第 95 号（一部改正：平成 26 年 1 月 24 日付け国官運安第 286 号  
・国自安第 242 号・国自旅第 398 号・国自貨第 115 号）国土交通省大臣官  
房運輸安全監理官・自動車交通局安全政策課長・自動車交通局旅客課長・  
自動車交通局貨物課長通達）（抜粋） . . . . . 77

# 第 1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、愛知県内及び岐阜県内の交通不便地域を中心として、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、県、市町村、特定非営利活動法人等における交通手段の利便性確保対策の実施状況、運輸局・運輸支局における事故防止対策の実施状況、事業者における安全確保対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

中部運輸局、愛知運輸支局、岐阜運輸支局

### (2) 関連調査等対象機関

愛知県、岐阜県、市町村（愛知県豊橋市・津島市・豊田市・犬山市・高浜市・豊明市・北名古屋市、岐阜県瑞穂市・飛騨市・揖斐川町・富加町）、特定非営利活動法人(4)、社会福祉法人(1)、旅客自動車運送事業者(6)、その他団体(2)

## 3 担当部局

中部管区行政評価局第二部第2評価監視官  
岐阜行政評価事務所第1評価監視官

## 4 実施時期

平成 27 年 8 月～28 年 3 月

## 第 2 行政評価・監視結果

### 1 交通手段の利便性確保対策の推進

#### (1) 地域公共交通会議及び福祉有償運送運営協議会の適切な運営

通 知	説明図表番号
<p><b>ア 交通会議の開催の促進、同会議及び議事概要の公開</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うこととされている。</p> <p>このため、国土交通省では、交通会議の運用の参考として、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「交通会議ガイドライン」という。）を定めて市町村等に示している。</p> <p>なお、交通会議においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）としての役割を含めて運営することも認められており、今回、調査対象とした愛知県内及び岐阜県内においても、交通会議及び法定協議会を併せた合同会議として運営している例が多くみられる。</p> <p>道路運送法や交通会議ガイドラインにおいては、交通会議の開催回数については特段の定めはないものの、中部運輸局が平成 24 年 3 月に公表した「中部管内における今後の地域公共交通施策のあり方に関する調査報告書」において、「協議組織を設置していない、設置していても開催していない、協議会以外の取組を行っていない市町村がある」ことを踏まえ、「地域公共交通を確保維持改善するためには、住民・利用者ニーズを反映できるような協議会運営の充実が必要不可欠」としている。</p> <p>これを踏まえ、愛知運輸支局及び愛知県では、「地域住民の生活に必要な旅客運送確保を図るとの交通会議の設置趣旨からみて、地域の公共交通課題等の検討のため、少なくとも年 1 回程度の開催が適当である。」旨説明している。</p> <p>また、交通会議ガイドラインでは、原則として交通会議は公開（ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。）することとされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、愛知県内及び岐阜県内における交通会議の開催、会議及び議事概要の公開状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 交通会議の設置状況</b></p> <p>愛知県内では 54 市町村中 42 市町村で、また、岐阜県内では 42 市町村中 36</p>	<p>図表 1 - (1) - ア - ①</p> <p>図表 1 - (1) - ア - ②</p> <p>図表 1 - (1) - ア - ③</p> <p>図表 1 - (1) - ア - ④</p> <p>図表 1 - (1) - ア - ⑤</p> <p>図表 1 - (1) - ア - ②（再掲）</p> <p>図表 1 - (1) - ア</p>

<p>市町村で交通会議が設置（平成 26 年度末現在）されている。</p> <p>このうち、今回、実地調査した 7 市町（愛知県内の 3 市及び岐阜県内の 4 市町）においては、6 市町で交通会議が設置されている。</p>	<p>－⑥、⑦</p>
<p><b>(イ) 交通会議の開催状況</b></p> <p>愛知県内の交通会議設置市町村における、平成 24 年度から 26 年度までの交通会議の開催状況をみると、毎年度、ほとんどの市町村で 1 回以上開催されている一方で、協議すべき案件がないとの理由により、未開催の市町が 24 年度と 25 年度は 2 市、26 年度は 4 市みられた。</p> <p>また、岐阜県内においても、同様の理由により、交通会議未開催の市町が少なくとも平成 24 年度は 4 町、25 年度は 3 町、26 年度は 6 市町みられた。</p> <p>なお、会議において有益な議論が行われるためには、議案の持ち回り等により意見の聴取及び議決を行ういわゆる書面開催ではなく、構成員が一堂に会しての開催が望ましいと考えられる。</p>	<p>図表 1－(1)－ア－⑧</p> <p>図表 1－(1)－ア－⑨</p>
<p><b>(ウ) 交通会議の未開催の市町の状況</b></p> <p><b>① 愛知県内の状況</b></p> <p>愛知運輸支局及び愛知県では、市町村で開催されるほとんどの交通会議に出席し、必要な助言等を行っているとしているが、愛知県内では、市内でコミュニティバスが運行されているにもかかわらず、平成 24 年度から 26 年度までの間において、交通会議の開催（書面開催を除く。以下同じ。）実績がない年度のある市が 4 市ある。</p> <p>また、愛知運輸支局では、これら 4 市も含めた管内市町村を対象に、公共交通関係法令や交通会議の運営についての理解を深める目的で、平成 25 年度から地域公共交通セミナー（研修）を開催している。</p> <p>一方、交通会議未開催の 4 市における当該セミナーへの出席状況をみると、欠席している年度のある市がある。</p> <p>さらに、愛知運輸支局及び中部運輸局では、当該支局発行による「愛知運輸支局メールマガジン」（県内全市町村宛て）及び当該運輸局発行による「創ろう！地域公共交通メールマガジン」（管内全市町村宛て）により、地域公共交通関係の施策や支援制度、運輸局や運輸支局の取組、交通会議について今後の開催予定、実施済みの会議の開催内容等の情報提供を行っている。</p> <p><b>② 岐阜県内の状況</b></p> <p>岐阜県内において交通会議を設置している 36 市町村における会議の最終の開催状況（平成 27 年 7 月末現在）をみると、平成 26 年度及び 27 年度（4 月～7 月末）に開催した市町村が 8 割（30 市町村）を占める状況となっている一方、20 年度に開催して以降、開催していない市町村が 1 市町、21 年度が 1 市町、24 年度が 1 市町、25 年度が 3 市町みられる。</p> <p>これら市町のうち、今回、実地調査した 1 町においても、平成 24 年 11 月に開催して以降、27 年 9 月まで会議を開催していない状況がみられたため、その理由を聴取したところ、運行中のコミュニティバスの再編計画案を作成したが住民の了解が得られておらず、会議を開催するまでに至っていないためと説明している。</p>	<p>図表 1－(1)－ア－⑩</p> <p>図表 1－(1)－ア－⑪</p> <p>図表 1－(1)－ア－⑫</p> <p>図表 1－(1)－ア－⑬</p> <p>図表 1－(1)－ア－⑭</p>

## (イ) 対象市町における交通会議の公開及び議事概要の公開状況

交通会議が設置されている実地調査対象6市町のうち、5市においては、平成26年度末現在、いずれも会議が公開されているものの、1町では、交通会議ガイドラインの規定に対する認識不足から、設置要綱において公開について規定しておらず、実際上も会議を公開しておらず、また、議事概要の公開も行っていない状況がみられた。

図表1-(1)-ア  
-⑮、⑯

## イ 運営協議会の公開及び議事録の公表

### 【制度の概要】

福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の公開については、道路運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年5月11日参議院国土交通委員会）において、「設置及び運営状況についての情報が地域住民等に積極的に公開されるよう努めること」とされている。

図表1-(1)-イ  
-①

国土交通省は、この附帯決議を踏まえて作成した「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号（一部改正：平成25年4月10日付け国自旅第633号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「運営協議会ガイドライン」という。）において、①「運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表する」、②「運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる」としている。

図表1-(1)-イ  
-②

また、国土交通省は、道路運送法改正法の施行後（平成18年10月施行）、市町村等において、福祉有償運送制度の趣旨等が理解されていない点があることを踏まえ、市町村担当者及び運営協議会構成員に対する同制度の趣旨等の理解向上に向けた取組として、「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」（平成23年6月30日付け国自旅第89号国土交通省自動車交通局旅客課長通達。以下「平成23年通達」という。）において、運輸支局が「地域住民が傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけること」としている。

図表1-(1)-イ  
-③

### 【調査結果】

今回、実地調査した愛知県内の3市（豊橋市、豊田市及び犬山市）及び岐阜県内の2市（瑞穂市及び飛騨市）における運営協議会の公開及び議事録の公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

## (7) 愛知県内の3市（豊橋市、豊田市及び犬山市）の状況

### ① 豊橋市の状況

豊橋市では、豊橋市福祉有償運送運営協議会運営要綱（平成18年3月1日施行）において「会議の議事及び会議録は、原則として公開」としている。

図表1-(1)-イ  
-④

しかし、豊橋市では、平成24年度から26年度までの間に運営協議会を2回開催しているが、i)会議資料に個人情報を含む内容がある、ii)会議内容が

図表1-(1)-イ  
-⑤、⑥

<p>特定の事業者の業務内容に関する内容であり、事業者の不利益につながる意見等が出てくる可能性があるとして、いずれも会議や議事録を公開・公表していない。</p>	
<p><b>② 豊田市の状況</b></p>	
<p>豊田市では、豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成 17 年 10 月 12 日施行）において「協議会は公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。」とし、平成 17 年の運営協議会の設置当初から、会議を公開するとともに、議事録をホームページで公表しており、会議の公開等について、事業者からの反対もないとしている。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑦ 図表 1 - (1) - イ - ⑥（再掲） 図表 1 - (1) - イ - ⑧</p>
<p>なお、豊田市では、平成 24 年度から 26 年度までの間に運営協議会を 4 回開催している。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑤（再掲）</p>
<p><b>③ 犬山市の状況</b></p>	
<p>犬山市では、犬山市福祉有償運送運営協議会の設置等に関する要綱（平成 22 年 7 月 8 日施行）において「会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。」としている。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑨</p>
<p>犬山市では、第 1 回運営協議会を平成 22 年 2 月 18 日に設置要綱等に関する規則を制定する目的で開催し、これ以後は案件がないため、開催していない。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑤（再掲）</p>
<p>なお、第 1 回の運営協議会については、運営協議会の開催日等を、ホームページで周知し、傍聴者を募集し会議を公開しているが、議事録の公表までは行っていない。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑥（再掲）</p>
<p>このことについて、犬山市では、「平成 22 年 2 月 18 日開催の運営協議会は、事務局側の運営協議会設置の説明が中心で、申請案件等の協議ではなかったため、議事録を公表しなかった。」と説明している。</p>	
<p><b>④ 愛知運輸支局の指導・助言状況</b></p>	
<p>愛知運輸支局では、運営協議会の公開及び議事録の公表を行うことについて、「市町村の運営協議会への出席時において周知している。」と説明している。</p>	
<p><b>(イ) 岐阜県内の 2 市（瑞穂市及び飛騨市）の状況</b></p>	
<p><b>① 瑞穂市の状況</b></p>	
<p>瑞穂市では、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱（平成 26 年 5 月 1 日施行）において「審議会等の会議は、原則として公開とする。」としており、会議を公開しているが、議事録は公表していない。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑩ 図表 1 - (1) - イ - ⑤、⑥（再掲）</p>
<p>なお、瑞穂市では、平成 24 年度から 26 年度までの間に運営協議会を 3 回開催している。</p>	
<p><b>② 飛騨市の状況</b></p>	
<p>飛騨市では、飛騨市有償運送運営協議会設置要綱（平成 19 年 2 月 20 日施行）において「会議は、原則として公開する。」としている。</p>	<p>図表 1 - (1) - イ - ⑪</p>
<p>しかし、飛騨市では、平成 24 年度から 26 年度までの間に運営協議会を 2</p>	<p>図表 1 - (1) - イ</p>



## 【調査結果】

今回、実地調査した運営協議会を主宰する愛知県内の3市（豊橋市、豊田市及び犬山市）及び岐阜県内の2市（瑞穂市及び飛騨市）における福祉有償運送の旅客名簿登載者の適否の確認状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

### （7）福祉有償運送の旅客名簿登載者の適否の確認状況

1市（飛騨市）では、平成26年度において、旅客名簿登載者の適否の確認の必要性を十分に理解していないため、福祉有償運送を予定しているNPO法人から、個人情報秘匿のために墨塗りした旅客名簿の提出を受けているのみで、旅客名簿登載者の個人情報を入手しておらず、その適否を確認していない状況がみられた。

### （イ）岐阜運輸支局の指導状況

岐阜運輸支局は、運営協議会ガイドライン及び福祉有償運送の登録に関する審査基準について（平成18年9月28日付け岐阜支局公示第9号）の通達等を各市町村に送付しているほか、同支局が毎年開催している地域公共交通セミナー（初級編）において配布して説明している。

しかし、岐阜運輸支局は、県内に設置されている各協議会に構成員として参加しているものの、協議会における旅客名簿登載者の適否については、協議会事務局において確認すべき事項であることとしているため、飛騨市の旅客名簿登載者の適否の確認状況については、特に把握していない状況である。

## 【所見】

したがって、中部運輸局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 未開催年度がある市町村の交通会議について、地域の公共交通の現状把握や課題検討のほか、輸送の安全確保措置の定期的な周知のため、少なくとも年1回程度は開催するよう、当該市町村に助言すること。
- ② 交通会議を公開していない市町村に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って公開するよう助言すること。
- ③ 運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町村に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公開・公表するよう助言すること。
- ④ 運営協議会において、福祉有償運送の旅客の範囲について、確認が行われていない場合、当該協議会を主宰する市町村に対し、確認するよう助言すること。

図表1-(1)-ウ  
-②

図表1-(1)-ウ  
-③

図表1-(1)-ウ  
-④

図表1-(1)-ウ  
-⑤

図表 1 - (1) - ア - ① 地域公共交通会議の協議等に関する根拠法令

○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに 道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（種類）

第 3 条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ～ハ（略）
- 二（略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、（中略）において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2（略）

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5～6（略）

（有償運送）

第 78 条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一（略）
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三（略）

（登録）

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第 79 条の 2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二～四（略）

2（略）

（登録の拒否）

第 79 条の 4 国土交通大臣は、第 79 条の 2 の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～四（略）

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

六（略）

2（略）

（有効期間の更新の登録）

第 79 条の 6 第 79 条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2（以下略）

## ○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抄）

（法第 9 条第 4 項の合意しているとき）

第 9 条の 2 法第 9 条第 4 項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第 9 条の 3 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 (略)

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 (略)

(申請書に添付する書類)

第51条の3 法第79条の2第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一～三 (略)
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類
- 五 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ア - ② 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号）国土交通省自動車交通局長通達）（抜粋）

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織が多くの地方公共団体で設置され、関係者の意見等が反映されるよう関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図ることとされていることから、別紙のとおり「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体その他の関係者と連携を図りつつ、地域公共交通会議の場を活用して地域の需要に対応した乗合輸送サービスの提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

（中略）

（別紙）

#### 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

### 1 地域公共交通会議の目的

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

### 2 地域公共交通会議の設置及び運営

(1)～(4)（略）

(5) 地域公共交通会議の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

(6)（以下略）

（注） 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

2 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ア - ③ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の協議等に関する  
根拠法令

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（地域公共交通網形成計画）

第 5 条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通網形成計画の区域
- 三 地域公共交通網形成計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 計画期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

4 第 2 項第 4 号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 25 条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

- 6 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第2項第4号に掲げる事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 8 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。
- 9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 10 第6項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。

（協議会）

- 第6条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
    - 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
    - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
    - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
  - 3 第1項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。
  - 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
  - 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
  - 6 主務大臣及び都道府県（第1項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
  - 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

図表 1 - (1) - ア - ④ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行に伴う協議会制度の運用等  
について（平成 19 年 7 月 9 日付け国総計第 42 号国土交通省総合政策局長通知）

今般、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域公共交通活性化・再生法」という。）の施行により、新たな協議会制度が創設される場所であるが、その運用等について、下記のとおり整理したので、関係地方公共団体その他の関係者に周知するとともに、既存の協議会も含め、協議会の仕組みの適切な運用を図り、地域において過度な負担や混乱がないよう、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 地方運輸局等の体制について

地域公共交通の活性化及び再生にあたっては、地方運輸局長達等により、運輸局長等を本部長、運輸局次長等を副本部長として、企画観光部、交通環境部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部等各部を横断する体制等を整備し、輸送形態にとらわれない横断的な取組みを行うことが望ましい。

また、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）や地域公共交通総合連携計画については、各地方運輸局等において、その内容に主として関係する担当部長が第一義的に責任をもって対応する体制等を整備することが望ましい。

なお、具体的な体制、詳細等については、各地方運輸局等がより適切かつ効率的な業務体制を確保する観点から、それぞれの実情等に応じて定めることとする。

### 2 協議会について

#### (1) 協議会の役割について

法定協議会は、バス、鉄道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、ドア・ツー・ドアのシームレスな輸送サービスを実現するための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から、関係者が集まり、協議する仕組みである。

法定協議会は、地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組みを実施するため、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担うものである。このため、地域公共交通活性化・再生法上、参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務が課されている。

#### (2) 既存の協議会との関係について

##### ① 基本的考え方

現在、バス、鉄道、旅客船といった輸送形態別に、それぞれ地域公共交通会議、近代化補助に係る再生計画を作成するための協議会、離島航路行政連絡会議などの仕組みがあり、地域においても、それぞれの輸送形態ごとに協議会が設立されているケースも多いが、今後、法定協議会の仕組みを活用して、地域におけるニーズに即して、輸送形態にとらわれない連携・横断的な観点からの検討が促進されることが期待される。

法定協議会を設置する場合、既に輸送形態ごとの協議会が設立されているときは、できる限り、既存の協議会の組織・体制を活用するなど、地域において過度な負担や混乱がないようにすべきである。

なお、法定協議会は、地域の実情を踏まえ、地域の自主的な判断に基づき、単一の輸送形態のみ

を検討対象とすることを妨げない。

② 道路運送法に基づく「地域公共交通会議」との関係について（別紙参照）

道路運送法に基づく「地域公共交通会議」については、バス輸送を対象にしているものであるが、参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務、予算の重点配分等の地域公共交通活性化・再生法の仕組みを利用することで、バス輸送に関する検討・取組みが一層促進されると期待される場合等には、地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付け、法定協議会としての機能を付加することが有効と考えられる。この場合、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」としての位置付け・運営が妨げられるものではない。

なお、バス、鉄道、旅客船など複数の輸送形態にまたがって検討する法定協議会を設置した場合においても、例えば、バス輸送について、限られた関係者で集中的に議論した方が効率的と考えられる場合も想定され、こうした場合には、法定協議会に、例えば、バス分科会を設けて検討するなど、地域の課題や関係者の意向により、柔軟に対応すべきである。この場合、バス分科会が、必要に応じ、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」としての機能も果たすこととなる。

以上の考え方は、既に「地域公共交通会議」が設置されている場合も、新たに設置される場合も同じである。

③ 鉄道に関する既存の協議会との関係について

鉄道に関しては、乗継改善や駅前広場の改良といった一市町村内の駅等のみを対象とする場合や路線の一部廃止の場合等を除き、路線全体で活性化や再生に取り組む必要があるため、沿線の全ての市町村が一堂に会して協議する必要があるとの特殊性に留意する必要がある。

実際のところ、これまでも、近代化補助に係る再生計画を作成するための協議会においては、すべての沿線市町村が参加している。

このため、法定協議会についても、鉄道路線の活性化等のテーマを扱う場合には、乗継改善や駅前広場の改良といった一市町村内の駅等のみを対象とするときや路線の一部廃止のとき等を除き、沿線市町村全てが参加している既存の協議会を活用するか、新設する場合にあっては全ての沿線自治体が参加する協議会を設けることが必要である。

④ 海上運送に関する既存の協議会との関係について

海上運送に関しては、乗継改善や旅客船ターミナルの改良といった一市町村内のみを対象とする場合については市町村単位で行われる場合がある一方、県境や市町村境にまたがることも多いことから、航路に関係する全ての市町村が一堂に会して協議する必要がある場合も多いとの特殊性に留意する必要がある。

離島航路行政連絡会議については、国の離島航路補助の対象となる航路の経営改善等、離島航路の維持・改善について関係者の一層の意思の疎通を図るためのものであるが、海上運送に関する検討・取組みが一層促進されると期待される場合等においては、地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付けるなど、既存の協議会の組織・体制を活用することも有効と考えられる。

(3) 法定協議会の名称について

法定協議会の名称については、協議会の構成員や対象が多様であり、対象エリアの自治体や検討対象を付した名称を用いることが一般的と考えられる（例：〇〇市地域公共交通活性化協議会）。ただし、既に設置された道路運送法の「地域公共交通会議」に法定協議会の機能を付加する場合には、

地域の選択により、地域が混乱しないように、協議会の継続性を示す観点から、「地域公共交通会議」の名称を引き続き使うことも妨げない。

(別紙)

法定協議会と地域公共交通会議との関係

	地域公共交通会議としての機能を有しない場合	地域公共交通会議としての機能を有する場合	
		既設の場合	新設の場合
バス単一モードの法定協議会を設置する場合	「地域公共交通活性化・再生協議会（仮称）」	「地域公共交通会議」（新法の協議会の機能（*）を付加）	「地域公共交通会議」（新法の協議会の機能（*）を付加）
バス、鉄道、旅客船等複数モードの法定協議会を設置する場合	「地域公共交通活性化・再生協議会（仮称）」	「地域公共交通活性化・再生協議会（仮称）」（必要に応じ、バス分科会を設置し、「地域公共交通会議」としての機能も果たす）	「地域公共交通活性化・再生協議会（仮称）」（必要に応じ、バス分科会を設置し、「地域公共交通会議」としての機能も果たす）

（\*）参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務、予算の重点配分等

（注） 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

2 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ア - ⑤ 中部管内における今後の地域公共交通施策のあり方に関する調査報告書（平成24年3月中部管内における地域公共交通に関する意見交換会）（抜粋）

はじめに（略）

第1章：地域公共交通確保維持改善事業について（略）

## 第2章：市町村における取組実態と対応方法について

### 【第2章の狙い】

○公共交通関連の国の制度の変化を踏まえた上で、中部管内の市町村の取組実態をアンケート調査により確認しています。

市町村の交通担当者においては、自市町村の取組との違いを確認してください。

○新しい「地域公共交通確保維持改善事業」の活用のポイントを整理しました。他の市町村の先行的取組を参考にしながら、対応方法について確認してください。

### <目次>

1	市町村協議会は適切に運営されているか？	25
2	住民参画ができていますか？	29
3	コミュニティバスだけの協議となっていないか？	33
4	市町村における公共交通の協議体制は？	39
5	市町村単独での対応では限界があるのでは？	47

## 1 市町村協議会は適切に運営されているか？

Q：市町村の検討会議は、適切に運営されているか？

どの程度開催されているか？

A：協議組織を設置していない、設置していても開催していない、協議会以外の取組を行っていない市町村が存在。地域公共交通を確保維持改善するためには、住民・利用者ニーズを反映できるような協議会運営の充実が必要不可欠。

### (1) アンケート調査等からみた実態

中部管内の市町村における、地域公共交通に関する協議組織の設置状況について確認しました。

78.8%の市町村が「地域公共交通会議」や「法定協議会」を設置している一方で、10.0%の市町村が協議組織を設置していません。(図2-1 参照)。

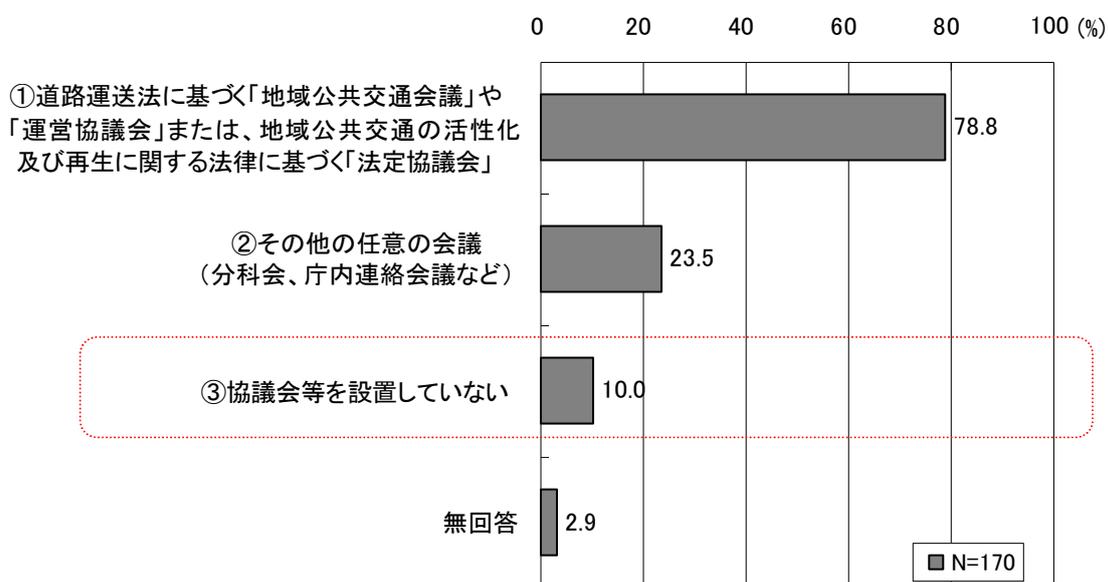
公共交通を確保維持改善するのは民間の交通事業者に委ねては限界があり、住民との距離の近い市町村の責務が問われます。そのためには、関係者が参加する協議組織の設置は必要不可欠です。

図2-1 市町村における協議会の設置状況

問C3 貴市町村における公共交通に関する協議会等の設置状況について教えてください。

C3-1 貴市町村における協議会等の設置の有無についてお答えください。

・地域公共交通会議や運営協議会、法定協議会を運営している市町村は78.8%。



資料：市町村アンケート調査（全国一斉調査）より

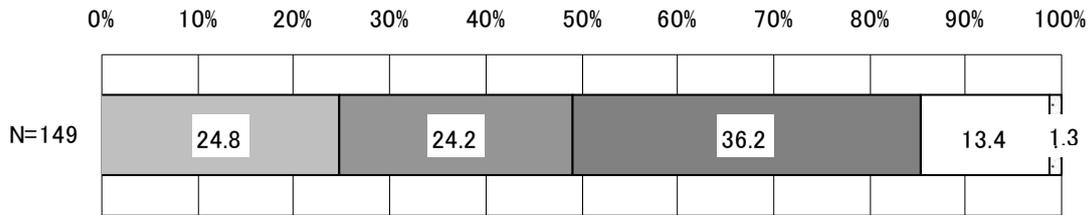
また、協議組織を有している市町村での協議会開催頻度を確認しました。

開催頻度が、年1回以下の市町村が38.2%存在しています。(図2-2 参照)

図2-2 協議会の開催頻度

C3-2 協議会等の開催頻度はどの程度ですか？

「年に3回以上開催」が36.2%となっている一方で、年1回以下は38.2%。



□ ①年に1回開催。 □ ②年に2回開催。 □ ③年に3回以上開催。 □ ④開催しなかった。 □ 無回答

資料：市町村アンケート調査（全国一斉調査）より

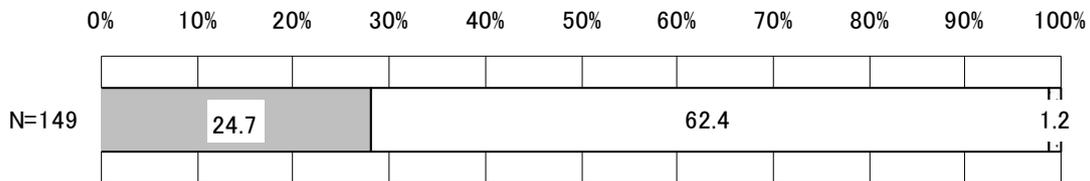
協議組織は、地域の関係団体の代表者が集まり、大人数の会議となることから、「日程調整が難しい」、「十分な時間確保ができない」、「自由闊達な意見交換・発言ができる雰囲気にならない」など、十分な協議がなされていないケースが見られます。

そのため、協議会以外にも、意見集約・合意形成を図る取組が必要に応じて求められるはずですが、協議会以外の取組を行っている市町村は、3割にも満たない状況が確認できました。(図2-3 参照)

図2-3 協議会以外の関係者間との合意形成の取組状況

C3-3 協議会以外で、関係者間の合意形成等を図った会議等の取組を行いましたか。

「協議会以外の取組は行っていない」が62.4%。



□ ①協議会以外の取組を行った。 □ ②協議会以外の取組は行っていない。 □ 無回答

資料：市町村アンケート調査（全国一斉調査）より

## (2) 対応のあり方

現状では、多くの市町村において、十分な議論ができていないことが懸念されます。十分な議論がなされるように協議会運営の充実、協議会以外での取組実施などが期待されます。

また、協議会を、「地域公共交通調査事業」の活用を通して、地域の総合的な交通計画を策定する機会としたり、補助制度活用時に実施する事業評価を、地域の公共交通事業の進行管理を行うP D C Aの機会として活用するといった工夫も必要です。

### ○地域公共交通調査事業の活用（総合的な地域公共交通計画を定める機会）

補助金交付要綱では、「地域公共交通調査事業」を、『地域の公共交通に関する確保維持改善の取組であって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。』と定義しています。(14 頁参照)

この「地域公共交通調査事業」補助を上手く活用し、例えば、「生活交通ネットワーク計画」の策定に当たり、地域内フィーダーだけの議論に留まらず、地域間幹線や離島航路、バリア解消等を含めた協議を行うこともでき、総合的な地域の公共交通を定める交通計画ビジョンを策定する機会として捉えることも可能です。

### ○P D C Aの機会としての活用

地域公共交通確保維持改善事業では、協議会が補助対象事業について、より効果的、効率的に推進されるよう、毎年度事業の実施状況の確認と評価を行い、評価等の結果を運輸局に報告するとともに公表することとなっています。(28 頁「地域公共交通確保維持改善事業費の事業評価の様式」参照)

また、運輸局においては、第三者評価委員会を設置し、当該評価（自己評価）等を元に二次評価を行い、協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて事業計画の見直し等を求めることとしています。協議会は、評価の結果を踏まえ、必要に応じて補助申請計画を見直すこととなっています。

この事業評価は、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業のみが対象であることから、協議会において交通ネットワークに関する総合的な事業評価を行う場合には、運輸局に報告するものに加えて、各協議会の工夫により評価を行うことが重要です。この点に留意しつつ、運輸局に報告する事業評価を「P D C Aの機会」として活用してください。

市町村協議会等は、総合的な地域公共交通の協議の場として、また、必要となる事後評価制度を通じたP D C Aを行う場として機能することが求められます。そのため、法定協議会や地域公共交通会議の場だけで協議せず、下部組織に専門部会等を設置して、より詳細な検討を行うなどの工夫が求められます。そのための体制や住民参画等については後述していますので、参考としてください。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ア - ⑥ 愛知県内市町村における地域公共交通会議等の設置状況(平成 26 年度末)

(単位：市町村)

整理番号	会議を主宰している 県又は市町村名	会議の名称	会議の種別		
			地域公共交通会議 を単独で設置	法定協議会を単独で 設置	地域公共交通会議 と法定協議会を合同 の会議として設置
1	あま市	あま市地域公共交通会議	○		
2	安城市	安城市総合交通会議			○
3	一宮市	一宮市地域公共交通会議			○
4	稲沢市	稲沢市地域公共交通会議	○		
5	岩倉市	岩倉市地域公共交通会議	○		
6	犬山市	犬山市地域公共交通会議			○
7	大口町	大口町地域公共交通会議	○		
8	大府市	大府市循環バス運行協議会	○		
9	岡崎市	岡崎市交通政策会議			○
10	尾張旭市	尾張旭市地域公共交通会議	○		
11	春日井市	春日井市地域公共交通会議	○		
12	蒲郡市	蒲郡市地域公共交通会議			○
13-1	設楽町	北設楽郡公共交通活性化協議会			○
13-2	東栄町				○
13-3	豊根村				○
14	北名古屋市	北名古屋市地域公共交通会議	○		
15	清須市	清須市地域公共交通会議			○
16	江南市	江南市地域公共交通会議	○		
17	小牧市	小牧市地域公共交通会議	○		
18	新城市	新城市地域公共交通会議			○
19	瀬戸市	瀬戸市地域公共交通会議			○
20	高浜市	高浜市地域公共交通会議	○		
21	武豊町	武豊町地域公共交通会議			○
22	田原市	田原市地域公共交通会議			○
23	知多市	知多市地域公共交通会議	○		
24	知立市	知立市地域公共交通会議	○		
25	津島市	津島市地域公共交通会議	○		
26	東海市	東海市地域公共交通会議			○
27	東郷町	東郷町地域公共交通会議			○
28	常滑市	常滑まちなかバス事業推進協議会		○	
29	飛鳥村	飛鳥村地域公共交通活性化再生法定協議会			○
30	豊明市	豊明市地域公共交通会議	○		
31	豊川市	豊川市地域公共交通会議			○
32	豊田市	豊田市公共交通会議	○		
33	豊橋市	豊橋市地域公共交通活性化推進協議会			○
34	豊山町	豊山町地域公共交通会議			○
35	長久手市	長久手市地域公共交通会議			○
36	名古屋市	あおなみ線活性化協議会		○	
37	西尾市	西尾市地域公共交通活性化協議会			○
38	日進市	日進市地域公共交通会議			○
39	東浦町	東浦町地域公共交通会議			○
40	南知多町	南知多町地域公共交通活性化・再生協議会			○
41	みよし市	みよし市公共交通会議	○		
42	弥富市	弥富市地域公共交通活性化協議会			○
計	-	-	17	2	25

(注) 1 愛知運輸支局の資料の資料に基づき当局が作成した。

2 「会議の種別」欄の○印は地域公共交通会議等を設置していることを示す。

図表 1 - (1) - ア - ⑦ 岐阜県内市町村における地域公共交通会議等の設置状況（平成 26 年度末）

（単位：市町村）

整理番号	会議を主宰している 県又は市町村名	会議の名称	会議の種別			備考
			地域公共交通会議 を単独で設置	法定協議会を単独 で設置	地域公共交通会議 と法定協議会を合同 の会議として設置	
1-1	岐阜市	岐阜市公共交通会議	○			
1-2	岐阜市	岐阜市総合交通協議会		○		
2	大垣市	大垣市地域公共交通会議	○			
3-1	高山市	高山市総合交通協議会	○			
3-2	高山市	高山市公共交通活性化協議会		○		
4	多治見市	多治見市地域公共交通会議			○	
5	関市	関市公共交通活性化協議会			○	
6	中津川市	中津川市公共交通会議			○	
7	美濃市	美濃市地域公共交通会議	○			
8	瑞浪市	瑞浪市地域公共交通会議			○	
9-1	羽島市	羽島市公共交通会議	○			
9-2	羽島市	羽島市地域公共交通協議会		○		
10-1	恵那市	明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会		○		
10-2	恵那市	恵那市地域公共交通会議	○			
11	美濃加茂市	美濃加茂市地域公共交通活性化協議会			○	
12-1	土岐市	土岐市地域公共交通会議	○			
12-2	土岐市	土岐市地域公共交通活性化協議会		○		
13	各務原市	各務原市地域公共交通会議			○	
14	可児市	可児市地域公共交通協議会	○			
15	山県市	山県市公共交通会議			○	
16	瑞穂市	瑞穂市地域公共交通会議	○			
17	飛騨市	飛騨市公共交通会議			○	
18	本巣市	本巣市地域公共交通活性化協議会			○	
19	郡上市	郡上市地域公共交通会議			○	
20	下呂市	下呂市地域公共交通会議			○	
21	海津市	海津市地域公共交通会議			○	
22	岐南町	岐南町地域公共交通会議	○			
23	笠松町	笠松町地域公共交通会議	○			
24	養老町	養老町地域公共交通会議	○			
25	垂井町	垂井町地域公共交通会議	○			
26	関ヶ原町	関ヶ原町地域公共交通会議	○			
27	輪之内町	輪之内町公共交通会議			○	
28	安八町	安八町地域公共交通会議	○			
29	揖斐川町	揖斐川町地域公共交通会議	○			
30	大野町	大野町公共交通会議	○			
31	北方町	北方町地域公共交通協議会(※)	○			(※) 法定の会議ではないが、事実上法定会議と同様扱
32	川辺町	川辺町地域公共交通会議	○			
33	七宗町	七宗町公共交通会議	○			
34	八百津町	八百津町地域公共交通協議会	○			
35	東白川村	東白川村地域公共交通会議	○			
36	御嵩町	御嵩町地域公共交通会議	○			
計	-	-	23	5	13	

(注) 1 岐阜運輸支局の資料に基づき当局が作成した。

2 「会議の種別」欄の○印は地域公共交通会議等を設置していることを示す。

図表 1 - (1) - ア - ⑧ 愛知県内における地域公共交通会議の開催状況

(単位：市町村)

開催回数	平成 24 年度	25 年度	26 年度
0 回	2	2	4
1 回	7	5	4
2 回	11	7	7
3 回	11	12	15
4 回	9	11	9
5 回	1	3	2
6 回以上	0	2	1
合 計	41	42	42

(注) 愛知運輸支局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1 - (1) - ア - ⑨ 岐阜県内における地域公共交通会議の開催状況

(単位：市町)

開催回数	平成 24 年度	25 年度	26 年度
0 回	4	3	6
1 回	2	3	0
合 計	6	6	6

(注) 1 岐阜運輸支局の資料及び当局の調査結果による。

2 平成 26 年度から 27 年 7 月までの間において地域公共交通会議の開催実績がない市町を対象として掲載した。

図表 1 - (1) - ア - ⑩ 愛知県内における地域公共交通会議未開催の市町村の状況

(単位：回)

市町村名	年度別開催実績			未開催の理由 (市の説明)
	平成 24 年度	25 年度	26 年度	
津島市	0	1	0	協議すべき具体的な案件がある場合のみ開催（平成 25 年度は次年度からのバス路線改編に向けた協議のため開催）
高浜市	0	1	0	協議すべき具体的な案件がない場合は委員に対する書面による年度実績報告で会議開催を代替（平成 25 年度はバス停新設要望を受け開催）
豊明市	2	0	0	協議すべき具体的な案件がある場合にのみ開催（平成 24 年度は 25 年 1 月からのバス路線改編に向けた協議のため開催）
北名古屋市	1	0	0	協議すべき具体的な案件がある場合にのみ開催（平成 24 年度は次年度からのバス路線等再編協議のため開催）

(注) 当局の調査結果による。

**図表 1-(1)-ア-⑪ 愛知県内における地域公共交通会議未開催の市町村の地域公共交通セミナーへの参加状況**

区分	津島市	高浜市	豊明市	北名古屋市
平成 25年度	○	○	○	×
26年度	×	×	○	×
27年度（第1回）	○	×	×	×
27年度（第2回）	×	×	×	×

- (注) 1 愛知運輸支局等の資料に基づき当局が作成した。  
 2 「○」印は出席、「×」印は欠席したことを示す。  
 3 地域公共交通セミナーは、平成 25 年度から開始されている。

**図表 1-(1)-ア-⑫ 岐阜県内における地域公共交通会議を設置している市町村における直近の開催状況**

(単位：市町村、%)

直近の開催年度	平成 20 年度	21 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
市町村数	1	1	1	3	10	20	36
指数	2.8	2.8	2.8	8.3	27.8	55.5	100

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 「平成 27 年度」欄は 4 月から 7 月末までに開催した市町村数を示す。  
 3 指数は全体に占める割合を示す。

**図表 1-(1)-ア-⑬ 岐阜県揖斐川町における公共交通に関する検討状況**

区分	内容
コミュニティバス等の 運行状況	合併前の旧町村のコミュニティバス・福祉バスを継承し、現在、コミュニティバス（8 路線 28 系統）、無料福祉バス（7 路線 9 系統）を運行している。
コミュニティバスの課 題の検討状況	町内で運行している市町村コミュニティバスの今後の継続的な運行のため、抜本的な見直しが必要であるため、平成 24 年度にはコミュニティバス現況調査（町単）を実施しているほか、25 年度には総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、揖斐川町の公共交通の課題と具体的な施策等を検討している。  この検討の結果、交通不便地域として 2 地区 5 地域を把握するとともに、同不便地域の解消、利用が低調な路線の廃止等を含むコミュニティバスの再編案を示した報告書を平成 26 年 3 月に取りまとめている。

- (注) 当局の調査結果による。

図表 1 - (1) - ア - ⑭ 岐阜県揖斐川町における地域公共交通会議の開催状況等

区分	内容
設置要綱で規定される協議事項	(1) <u>本町の公共交通施策の推進に関すること</u> (2) 具体的な路線等の係る運行に関する計画についての調整 (3) その他生活交通の確保に関する必要な事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
直近の地域公共交通会議の開催状況(過去3回)	①平成27年9月4日開催(書面開催) 議題: コミュニティバス全線で使用できる回数券の新設 ②平成24年11月14日開催 議題: 運行路線の一部変更 ③平成24年3月29日開催 議題: 運行路線の一部変更
地域公共交通会議で検討書の内容を協議していない理由	<p>現在、報告書の再編案を住民に示して了解を得ておらず、具体的な路線等に係る運行に関する計画として、交通会議等で協議できる段階にないため。</p> <p>なお、町内の各区長で組織した「揖斐川町公共交通を守る会」(平成24年3月設置)の下に、コミュニティバス部会を設置しており、この部会において、報告書の内容について了解してもらい、その後、住民に説明し、了解を得た具体的な再編案を作成することが必要である。その上で、他の機関や有識者で組織する交通会議等での協議が必要であると考えている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1 - (1) - ア - ⑮ 調査対象市町における地域公共交通会議の公開状況（平成 26 年度末）

県名	区分	設置要綱等の作成・公表の有無	設置要綱等による公開に関する規定の有無	会議の公開の有無	議事概要の公開の有無
愛知県	豊橋市	○	○	○	○
	豊田市	○	○	○	○
	犬山市	○	○	○	○
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○
	飛騨市	○	○	○	○
	揖斐川町	○	×	×	×

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」印は有、「×」印は無を示す。

図表 1 - (1) - ア - ⑯ 揖斐川町地域公共交通会議設置要綱

○ 揖斐川町地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 2 月 22 日  
告示第 19 号

(目的)

第 1 条 揖斐川町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画についての調整
- (3) その他生活交通の確保に関する必要な事項
- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 交通会議に、会長を置き、会長には揖斐川町長又はその指名する者を充てる。

3 会長は交通会議を代表し、会議を統括する。

4 会長に事故その他の事由により支障があるときは、会長が他の委員から選定し、その職務を代理させることができる。

(会議)

第 4 条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議は、委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 交通会議の議長は、会長が行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 交通会議の議事は、出席院の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 交通会議を欠席する場合は、委任状(別記様式)を提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、揖斐川町企画部政策広報課において処理を行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

交通会議委員

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長、又はその指名する者

岐阜県都市建築部公共交通課長、又はその指名する者

揖斐土木事務所長、又はその指名する者

揖斐警察署長、又はその指名する者

公益社団法人岐阜県バス協会長、又はその指名する者

関係する一般乗合旅客自動車運送事業者代表者、又はその指名する者

関係する一般貸切旅客自動車運送事業者代表者、又はその指名する者

関係するバス労働組合代表者、又はその指名する者

揖斐川町区長会長、又はその指名する者

学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

揖斐川町長、又はその指名する者

## 図表 1 - (1) - イ - ① 道路運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

### 道路運送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 18 年 5 月 11 日  
参議院国土交通委員会

- 一 福祉有償運送 や 過疎地有償運送 に係る 運営協議会 の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底するとともに、その設置及び運営状況についての情報が当該地域の住民等に積極的に公開されるよう努めること。
- 二 本法の施行状況の検証を行い、特に、過疎地等の住民の移動手段の確保策について、地域の実情に応じ様々な観点から具体策を検討すること。
- 三 NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示すとともに、運転手の技能水準及び安全性の確保に万全を期すよう措置すること。  
  
なお、移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮すること。
- 四 自動車の不正な架装を行う事業者に対して、本法改正の趣旨に則り適切な指導を行うとともに、継続検査時の構造に関する審査については、自動車検査証により新規検査時以降の変更の有無を確認できるようにするなど、実施体制の確立を図ること。
- 五 リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、利用者等からの情報収集の拡大に努めるとともに、リコールに係る不正行為の再発防止のための施策の充実に努めること。

右決議する。

(注) 下線は当局が付した。

## 図表 1 - (1) - イ - ② 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成 18 年 9 月 15 日 付け国自旅第 145 号（一部改正：平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号）国土交通省自動車交通局長通達）（抜粋）

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

(中略)

(別紙)

## 運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

### 1 運営協議会の目的

運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 2 運営協議会の設置及び運営

(1)～(3) (略)

(4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。

(5) 運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

(6) (略)

### 3 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の(1)～(5)に掲げる事項について、それぞれ各号に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

#### (1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、交通空白地における住民又は身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に十分留意しつつ、地域の関係者からなる運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

①～② (略)

(2)～(3) (略)

#### (4) 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲が、有償運送の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとなってい

ること。

① 福祉有償運送の場合

イ) 運送しようとする旅客(付添人を除く。)が、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者であることを要する。

このため、申請者に対しては、当該会員(会員となる予定の者を含む。以下同じ。)の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、施行規則第 49 条第 3 号ハ及びニに規定する者が運送を利用する会員となっている場合には、運営協議会において、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと(申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。)

ロ) (略)

(5) (以下略)

(注) 1 本通達は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛て発出されたものである。

2 下線は当局が付した。

**図表 1 - (1) - イ - ③ 自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について (抜粋)**

国自旅第 89 号

平成 23 年 6 月 30 日

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について

運営協議会の運営等については、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 142 号自動車交通局長通達「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」及び同日付け国自旅第 143 号自動車交通局長通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」、平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 145 号自動車交通局長通達「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(以下「ガイドライン」という。)、平成 21 年 5 月 21 日付け国自旅第 35 号自動車交通局旅客課長通達「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」(以下「留意点通達」という。)等により取り扱っているところである。

他方、自家用有償旅客運送制度創設から 4 年を経過するなか、運営協議会の協議において合意形成に必要以上の制約が課されることで必要な輸送サービスが確保されない場合や、運営協議会の開催を求めたが長期間開催されない地域があるなど、自家用有償旅客運送制度に関する地域の取組みに大

きな格差がある等の指摘があった。

これを踏まえ、本年1月に学識経験者、運送事業者団体、NPO団体、労働組合等を委員として「運営協議会における合意形成のあり方検討会」を設置し、その検討結果である課題及び改善策を報告書（別添1）（略）として取りまとめたところである。

今般、取りまとめた報告書における改善策に対する対応について、下記のとおり整理することとしたので、了知のうえ、運営協議会の主宰者である市町村（道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会の主宰者。以下同じ。）事務局と連携を図りつつ、自家用有償旅客運送制度が適切、かつ、確実に実施されるよう努められたい。

なお、本件については、別添3（略）のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

## 記

### 1 市町村担当者及び運営協議会構成員に対する自家用有償旅客運送制度の趣旨等の理解向上に向けた取り組み

(1) 運輸支局は、運営協議会を主宰する市町村と積極的に連携を図り、両者協力しつつ運営協議会を運営することとする。

また、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとする。

(2) 運輸支局は、主宰市町村及び運営協議会構成員に対し、自家用有償旅客運送制度の趣旨、協議のポイント、進め方等について、運営協議会の冒頭又は開催前の時間を活用し、予め説明を行うこととする。また、協議の場においても、必要に応じ当該制度の趣旨及び協議のポイントについての注意喚起を図って、自家用有償旅客運送の必要性に関する議論の充実を図るため市町村担当者をサポートし円滑な協議の実現に努めることとする。

(3) 運輸支局は、市町村職員のサポートを図ることにより運営協議会における協議の質を高めるために、一部の運営協議会で採用されている「運営協議会運営マニュアル」（別添2）を参考とすることも有効である。また、運輸支局の職員研修において、当該マニュアルも資料として用いることにより職員が運営協議会の場で適切にイニシアティブを発揮するよう努めることとする。

#### (参考) 検討会における指摘内容

運営協議会は市町村が主宰するとされているが、主宰者たる市町村の職員は、旅客自動車運送事業とその補完である自家用有償旅客運送制度に係る法制度に必ずしも精通しているわけではなく、また、市町村以外の運営協議会の構成員も自家用有償旅客運送制度の趣旨等を理解していないことが多い。

このため、関係法制度に関する構成員による正確な理解に運営協議会の時間の多くが費やされ、運営協議会において十分に議論されるべき当該地域における自家用有償旅客運送の必要性についての協議が疎かになることがある。

### 2 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

## 図表 1 - (1) - イ - ④ 豊橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱、同運営要綱

### ○ 豊橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成 18 年 3 月 1 日施行）

（名称）

第 1 条 この会の名称は、豊橋市福祉有償運送運営協議会とする。（以下「協議会」という。）

（目的）

第 2 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。）等による道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の登録を受けて行われる有償のボランティア輸送（以下「福祉有償運送」という。）について、その必要性等について検討するとともに、利用者の安全と安心のために適正な実施が確保されるように運営の協議をするため、協議会を設置する。

（主宰）

第 3 条 協議会は、豊橋市が主宰する。

（協議事項）

第 4 条 この協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉有償運送の必要性及び対価に関すること。
- (2) 福祉有償運送の登録（更新及び変更を含む。）申請及び解除に関すること。
- (3) 福祉有償運送の適正実施に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

（委員）

第 5 条 協議会の委員は次の者とする。

- (1) 中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 有償運送利用者の代表（高齢者及び障害者）
- (4) 地域住民の代表
- (5) 福祉ボランティアの代表
- (6) タクシー事業者の代表
- (7) タクシー事業者の組織する団体の代表
- (8) タクシー運転者の代表
- (9) 豊橋市福祉部長
- (10) 豊橋市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表

（開催）

第 6 条 協議会は次の場合に開催する。

- (1) 福祉有償運送の登録（更新及び変更を含む。）の申請があったとき。
- (2) 福祉有償運送の適正実施に必要があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を福祉部福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

## ○ 豊橋市福祉有償運送運営協議会運営要綱（平成18年3月1日施行）

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び会長の職務代理)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議事及び会議録は、原則として公開とする。
- 3 会長は、委員の4分の1以上が協議事項を示して招集を請求したときは、協議会を招集しなければならない。
- 4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を聞くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の全員一致により整うものとする。協議が整わない場合には、市長があらかじめ委員の中から指名した者が協議会での意見を考慮して、協議により決定するものとする。
- 6 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員については、会長を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。
- 7 前項の規定により、代理人を出席させた委員は、第4項及び第5項の適用については、協議会に出席したものとみなす。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、申請者及び委員以外の有識者などの出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請の手続)

第6条 自家用有償旅客運送の登録（更新登録及び変更登録を含む。）の申請をする法人（以下「申請

法人」という。)は、様式1「自家用有償旅客運送の登録(更新登録・変更登録)申請書の提出について」に申請書類(「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」(平成18年9月29日付愛運支局公示第7号)に定める申請書及び添付書類)を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、上記の依頼の条件及び形式が整っている場合は、速やかに協議するよう会長に対し、様式2「豊橋市有償運送運営協議会による協議について(依頼)」により依頼するものとする。

3 会長は、協議の結果について速やかに市長に対し、様式3「豊橋市福祉有償運送運営協議会による協議の結果について(報告)」により報告するものとする。

4 市長は、上記の報告を受けたときは、申請法人に対し協議結果を通知するものとする。協議が整った場合は、「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」(平成18年9月29日付愛運支局公示第7号)に定める様式第3号を交付し、協議が整わなかった場合は、様式4「自家用自動車有償運送事業に係る協議会における協議結果について(回答)」により通知するものとする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表1-(1)-イ-⑤ 調査対象市における運営協議会の開催状況

県名	市名	年度	平成24年度	25年度	26年度
		事項			
愛知県	豊橋市	開催日	開催なし	平 26. 3. 20	平 27. 2. 26
		主な会議内容	—	更新登録申請、ローカルルールの検証	更新登録申請
	豊田市	開催日	平 24. 5. 18 平 24. 10. 25	平 26. 2. 3	平 26. 4. 18
		主な会議内容	新規及び更新登録申請	新規及び更新登録申請	新規及び更新登録申請
	犬山市	開催日	開催なし	開催なし	開催なし
	岐阜県	瑞穂市	開催日	開催なし	平 25. 8. 26 平 26. 2. 21
主な会議内容			—	運営主体の提出書類の審査及び更新登録申請	更新登録申請
飛騨市		開催日	平 25. 3. 25	開催なし	平 27. 1. 26
		主な会議内容	更新登録申請	—	新規登録申請

(注) 当局の調査結果による。

**図表 1 - (1) - イ - ⑥ 調査対象市における運営協議会の公開及び議事録の公表状況（平成 26 年度末）**

県名	区分	設置要綱等の作成・公表の有無	設置要綱等による公表に関する規定の有無	協議会の公開の有無	議事録の公表の有無
愛知県	豊橋市	○	○	×	×
	豊田市	○	○	○	○
	犬山市	○	○	○	×
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	×
	飛騨市	○	○	×	×

- (注) 1 当局の調査結果による。  
2 「○」印は有、「×」印は無を示す。

**図表 1 - (1) - イ - ⑦ 豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱**

**○ 豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成 17 年 10 月 12 日施行）**

(名称)

第 1 条 本会は、豊田市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）に基づき、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「省令」という。）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(主宰)

第 3 条 協議会は、豊田市が主宰する。

(協議事項)

第 4 条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法第 79 条の規定による福祉有償運送の登録（法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成員)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (3) 福祉有償運送の利用者
- (4) 中部運輸局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者代表者
- (6) 福祉有償運送実施団体の代表者

(7) 学識経験者

- 2 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期はその職にある期間とする。
- 3 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は非常勤とする。

(会長及び会長の職務代理)

第6条 協議会に会長をおき、市長が指名する。

- 2 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第8条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長及びあらかじめ会長が指名するものが協議して決定することができるものとする。
- 3 協議会は公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外のものを協議会に出席させることができる。
- 5 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員については、会長を徐いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。

(事務)

第9条 協議会の事務は、市民福祉部障がい福祉課で行う。

- 2 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するための窓口を市民福祉部障がい福祉課に設置し、必要に応じてその内容を運営協議会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(注) 下線は当局が付した。

## 図表 1 - (1) - イ - ⑧ 豊田市ホームページ「福祉有償運送運営協議会」の議事録の公表状況

福祉有償運送運営協議会

最終更新日：  
2013年12月09日

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、特定非営利活動法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを言います。

福祉有償運送を行おうとする場合は、運輸支局長等の行う登録を受けなければなりません。また、登録の申請にあたっては、市町村が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要です。

設置根拠

豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱

所掌事項

道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議します。

担当課

障がい福祉課

第1回豊田市福祉有償運送運営協議会

開催日

2014年02月03日

開催時間

午後2時～4時

開催場所

豊田市役所東73会議室（東庁舎7階）

議題

- ・福祉有償運送の更新登録に関する協議
- ・福祉有償運送の新規登録に関する協議
- ・福祉有償運送の変更に関する協議

公開・非公開

公開

傍聴定員

3名

傍聴手続き

傍聴を希望される方は、事前に障がい福祉課（電話番号：0565-34-6751）まで申込みしてください（先着順）

担当課・連絡先

障がい福祉課（電話番号：0565-34-6751）

会議録

平成24年度

第2回

- ・平成24年10月25日（PDF・105KB）

第1回

- ・平成24年5月18日 (PDF・135KB)

平成22年度

第2回

- ・平成23年2月7日 (PDF・85.3KB)

第1回

- ・平成22年9月28日 (PDF・57.3KB)

福祉有償運送を行う市内の団体

団体名	所在地	電話番号	登録年月日
特定非営利活動法人 豊田ハンディキャブの会	錦町	0565-31-5772	平成18年3月31日
特定非営利活動法人 つえの里	横山町	0565-31-3381	平成18年3月31日
特定非営利活動法人 さわやか豊田	清水町	0565-74-0037	平成18年3月31日
特定非営利活動法人 はなかご	本新町	0565-47-7719	平成18年3月31日
特定非営利活動法人 いろりばた	寺部町	080-3668-9339	平成18年3月31日
社会福祉法人 みどりの里	今町	0565-74-4165	平成22年11月17日
社会福祉法人 輪音	栄生町	0565-34-0737	平成24年6月1日
社会福祉法人 オンリーワン	柿本町	0565-28-0567	平成24年6月1日

要綱等

- ・豊田市福祉有償運送運営協議会設置要綱 (PDF・67.3KB)
- ・豊田市福祉有償運送運営協議会運営指針 (PDF・253KB)
- ・登録申請書の様式 (PDF・199KB)
- ・豊田市福祉有償運送様式集 (PDF・400KB)
- ・旅客の名簿 (PDF・40.5KB)
- ・身体状況等態様ごとの会員数 (PDF・28.0KB)
- ・福祉有償運送ガイドブック (国土交通省自動車交通局旅客課) (PDF・1.14MB)

このページに関するお問い合わせ

障がい福祉課

業務内容

障がい者福祉の企画・調整、福祉団体の育成・指導、障がい福祉施設などに関すること

所在地

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所東庁舎1階

電話番号

0565-34-6751

FAX番号

0565-33-2940

メールアドレス

shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp

図表 1 - (1) - イ - ⑨ 犬山市福祉有償運送運営協議会の設置等に関する要綱

○ 犬山市福祉有償運送運営協議会の設置等に関する要綱（平成 22 年 7 月 8 日施行）

（協議会の設置）

第 1 条 犬山市における特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、その他営利を目的としない法人等による道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、犬山市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 79 条に規定する、自家用有償旅客運送の登録（法第 79 条の 6 第 1 項に規定する有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項に規定する変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号に規定する合意の解除に関すること。
- (3) 福祉有償運送のサービス内容に関すること。
- (4) その他福祉有償運送に関すること。

（委員）

第 3 条 協議会の委員は、10 人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する職員
- (3) タクシー事業者等交通機関関係者の代表
- (4) 犬山市を営業区域に含むタクシー運転者の代表
- (5) 市民の代表
- (6) 福祉有償運送の利用が想定される者
- (7) 市内で現に福祉有償運送を実施している団体の代表
- (8) 市長の指名する職員

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の同意を得て会長が招集し、会長がその議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 4 協議会は、必要と認める場合には、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ

非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(申請の取扱い)

第8条 福祉有償運送の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉有償運送協議依頼書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、速やかに協議会で協議し、申請者に福祉有償運送協議結果通知書（様式第2）により協議の結果を通知する。

3 市長は、協議会において協議が調った場合は、申請者に運営協議会において協議が調ったことを証する書類（様式第3）を通知する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(注) 下線は当局が付した。

## 図表1-(1)-イ-⑩ 瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱

### ○ 瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱(平成26年5月1日施行)

平成26年4月16日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、簡素で効率的な行政を推進し、行政運営の透明性の向上、公平性の確保を図るとともに、市民の市政への参画の機会を拡充し、もって開かれた市政を推進するため、審議会等の設置、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定に基づき、設置された附属機関
- (2) 有識者等からの専門的な意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会等

2 前項の審議会等には、市職員のみで構成する内部組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会、組織及び会員の資質向上を目的とした組織等は、含まないものとする。

(設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、法令等によりその設置が義務付けられている場合を除き、その設置の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合において設置するものとする。

- (1) 審議する事項等について、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらのものから個別に意見を聞くだけでは充分でないと認められる場合
- (2) 審議する事項等が既存の審議会等の所掌事項でなく、かつ、既存の審議会等の所掌事項とするこ

とが適当でないと認められる場合

2 前項により設置する審議会等の設置、運営等に関する要綱等を制定するに当たっては、原則として、次に掲げる事項を規定しておくものとする。

- (1) 審議会等の設置の期間の終期
- (2) 審議会等の設置の目的を達成した場合には当該審議会等を廃止すること。

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、審議会等の設置の目的に応じて、次に掲げる事項に留意して行うものとする。ただし、法令等に定めがある場合、特に専門的知識や経験等を有する者を委員として選任する必要がある場合その他の特別な事情があるものと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 審議会等における委員の年齢構成の均衡を保つよう配慮すること。
- (3) 委員を再任する場合は、原則として一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して就任することとなる者を選任しないこと。
- (4) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、原則として3機関までとすること。
- (5) 委員の公募に関する制度の積極的な導入を図り(次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。)委員の一部又は全部を公募により選任するものとし、公募による委員(以下「公募委員」という。)の人数が一の審議会等の委員数(以下「総委員数」という。)の3割以上を目標とすること。
  - ア 法令等により委員の資格が定められている場合
  - イ 高度に専門的な知識や経験等を要する場合
  - ウ 個人の秘密に属する事項を含む個人情報について審議する場合
  - エ アからエまでに掲げるもののほか、委員を公募することが適当でないと市長が認める場合
- (6) 女性の委員を積極的に登用するものとし、総委員数の3割以上になるよう努めること。
- (7) 関係団体等の推薦により委員を選任する場合は、特定の役職にあることを理由とした選任を行わないものとし、当該団体等の構成員の中から適任者が得られるよう努めること。
- (8) 市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 応募時の年齢が満18歳以上の者で、市に在住、在勤又は在学している者
- (2) 市議会議員及び市の職員でない者
- (3) 応募時において、市の他の審議会等の委員として一機関を超えて委嘱を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の設置の目的、審議する事項、委員の構成等を勘案し、特に必要であると認める場合は、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができるものとする。

(公募委員の募集方法)

第6条 公募委員の募集を行うに当たっては、次に掲げる事項について、市の広報、ホームページ等を活用し、広く周知を図るものとする。

- (1) 審議会等の名称及び会議の目的

- (2) 主な審議内容
- (3) 委員の任期
- (4) 公募時点での会議の開催予定回数
- (5) 応募資格
- (6) 募集人数
- (7) 応募方法及び募集期間
- (8) 選考方法
- (9) 問い合わせ先
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 公募委員を募集する期間は、1ヶ月程度とする。

3 公募委員の募集に関する庶務は、審議会等を所管する課(以下「所管課」という。)が処理するものとする。

#### (公募委員の応募方法)

第7条 公募委員の応募は、次に掲げる事項を記載した審議会等公募委員応募用紙(様式第1号)を所管課に提出することにより行うものとする。

- (1) 応募しようとする審議会等の名称
- (2) 氏名、生年月日、住所及び連絡先
- (3) 職業及び経歴
- (4) 応募動機
- (5) 自由意見
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

#### (公募委員の選考方法)

第8条 公募委員の選考は、原則として当該審議会等を所管する部局内の3人以上の職員をもって構成する選考組織(以下「選考審査会」という。)を設置し、次の各号のいずれかの方法で行うものとする。この場合において2以上の方法を組み合わせた方法により行うことを妨げない。

- (1) 書類審査(提出された審議会等公募委員応募用紙による審査をいう。)
- (2) 小論文(800字程度のものとし、テーマ及び様式は、募集を行う審議会等の設置の目的、所掌事務や特性を考慮して定めたものとする。)
- (3) 面接
- (4) 前3号の掲げるものの他、所管課が定める方法

2 選考審査会は、あらかじめ選考に関し必要な事項について、要領等で定めるものとする。

3 選考審査会の庶務は、所管課が処理するものとする。

#### (公募委員の選考結果)

第9条 選考の結果については、応募者全員に通知するものとし、選任された応募者に対しては、審議会等委員の選任通知(様式第2号)により、不選任とした応募者に対しては、審議会等委員の不選任通知(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(運営)

第 10 条 審議会等の運営に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 効率的かつ効果的な審議等の運営のため、委員に対し事前に資料等を配布する等、審議事項についての情報提供を行うこと。
- (2) 審議する事項、問題点、課題その他の審議する内容を明確にし、活発な議論がかわされるよう資料を提供すること。
- (3) 委員が審議会等に参加しやすいよう開催時間を設定する等の環境の整備について配慮すること。

(会議の公開)

第 11 条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とされる場合
- (2) 瑞穂市情報公開条例(平成 15 年瑞穂市条例第 8 号)第 7 条各号に定める情報(以下「非公開情報」という。)に該当するものと認められる事項について審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会等の長は、会議の一部又は全部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(会議の傍聴)

第 12 条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該審議会等の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 危険な物を保持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

2 審議会等の会議の傍聴を認める場合は、審議会等の傍聴を認める定員(以下「傍聴定員」という。)をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 傍聴を希望する者が傍聴定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

4 傍聴に当たっては、原則、所定の場所で傍聴人の住所、氏名その他の必要事項を受付簿に記入するものとする。

5 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉢巻きをすること、腕章の類をすることその他の示威行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと(公益性があると認められ、かつ、審議会等の長が出席委員に諮り、許可した場合を除く。)
- (5) 議事を批判する行動をすること、拍手をすることその他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

6 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人への資料配布)

第13条 傍聴人に対しては、当該会議に付する会議資料を配布するように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非公開情報が記載されている場合、会議資料が膨大になる場合その他の会議の運営又は事務の執行に支障が生じる場合においては、この限りでない。

(会議開催の事前公表)

第14条 審議会等の会議を開催するときは、公開、非公開の別にかかわらず、開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した開催案内書(様式第4号)を所管課又は市行政情報コーナーで閲覧できるよう情報提供するとともに、市のホームページに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置
- (7) 傍聴手続
- (8) 審議会等の所管課に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(会議録の作成及び公開)

第15条 審議会等の長は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに審議会会議録(様式第5号)を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として要点筆記により作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、これによることが適当でないとき、他の様式により作成することができる。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (6) 会議の公開又は非公開の区分(会議を一部公開又は非公開とした場合は、その理由)
- (7) 傍聴人の人数
- (8) 審議の概要
- (9) 事務局に係る事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 会議録には、必要に応じて会議資料を添付するものとする。

4 会議録の写し及び会議資料(以下「会議録等」という。)は、当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市行政情報コーナーで閲覧できるよう情報提供するとともに、市のホームページに公表するものとする。ただし、当該審議会等において非公開とした事項及び非公開情報

に該当すると認められる事項が記載された部分については、公開しない。

(審議会等の見直し)

第 16 条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、設置の必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 審議する事項の縮減等により、活動が著しく不活発なもの
- (4) まちづくり基本条例(平成 23 年瑞穂市条例第 13 号)第 16 条第 1 項各号に定める参画の方法その他の手段により代替可能なもの
- (5) 設置の目的、審議する事項等が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) 行政の簡素化又は効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(連絡調整)

第 17 条 審議会等の設置及び廃止又は統合を行おうとするときは、事前に企画部長及び企画部企画財政課長に協議するものとする。

- 2 所管課の長は、毎年、年度終了後 1 月以内に審議会等の基本事項、運営状況、委員名簿等を記載した審議会等運営状況報告書(様式第 6 号)を企画部長に提出するものとする。
- 3 審議会等の設置及び運営に関する調整及び総括的事務は、企画財政課において行うものとする。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(注) 下線は当局が付した。

## 図表 1 - (1) - イ - ⑪ 飛騨市有償運送運営協議会設置要綱

### ○ 飛騨市有償運送運営協議会設置要綱 (平成 19 年 2 月 20 日施行)

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 42 号

飛騨市有償運送運営協議会設置要綱(平成 17 年飛騨市告示第 101 号)の全部を改正する。

(名称及び目的)

第 1 条 飛騨市における特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。)又は営利を目的としない法人による道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)の登録を得て行われる自家用有償旅客運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)について、その必要性、課題及び利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、飛騨市有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自家用有償旅客運送における課題と問題に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の適正実施に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長には飛騨市長又はその指名する者を充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 協議会は必要に応じ、住民団体、経済団体、バス協会、タクシー会社及び教育関係機関等の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 6 協議会を代理出席する場合は、委任状(別記様式)を提出しなければならない。
- 7 協議会は、原則として公開する。
- 8 第1回の協議会は、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が整った事項については、飛騨市において、自家用有償旅客運送業務に携わる者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

別表(第3条関係)

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官 岐阜県都市建築部公共交通課長 飛騨警察署長 飛騨市区長会等連絡協議会長 飛騨市シニアクラブ連合会長 岐阜県身体障害者福祉協会飛騨市支部長
---

社会福祉協議会長 北飛驒商工会長 市内タクシー事業者 学識経験者その他の協議会が必要と認める者 飛驒市長 飛驒市総務部長 飛驒市市民福祉部長 その他市長が認める者	
--	--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ウ - ① 「要支援認定を受けている者」及び「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」に関する根拠法令

○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抄）

（自家用有償旅客運送）

第 49 条 法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項 に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項 に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第 51 条の 25 の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項 に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第 3 号において「身体障害者等」という。）であつて第 51 条の 25 の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
- イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条 に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項 に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第 19 条第 2 項 に規定する 要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

2（略）

（注）下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ウ - ② 平成 26 年度の飛騨市有償運送運営協議会における輸送の範囲の確認状況

区分	内容
平成 26 年度に協議会で審議した福祉有償運送の法人数	1 法人
旅客名簿登載者の内訳	要介護認定者（ロ）、要支援認定者（ハ）
旅客名簿登載者の個人情報の入手状況	未入手
市町村で管理している個人情報との確認状況	未実施
上欄の理由	事務局で旅客名簿登載者の適否の確認が必要であると理解していなかったため、法人から氏名、住所を墨塗りした旅客名簿の提出を受けているのみで、旅客名簿登載者の個人情報を入手していない。

（注）当局の調査結果による。

図表 1 - (1) - ウ - ③ 飛騨市が平成 26 年度に審査した福祉有償運送の法人の旅客名簿

(51条の25関係)

参考 A 様式第 I 号

## 旅 客 の 名 簿

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人〇〇

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由				備考
				イ	ロ	ハ	ニ	
1			H26. 12. 1		①			
2			H26. 12. 1		②			
3			H26. 12. 1		①			
4			H26. 12. 1		①			
5			H26. 12. 1		①			
6			H26. 12. 1		①			
7			H26. 12. 1		①			
8			H26. 12. 1			①		
9			H26. 12. 1		①			
10			H26. 12. 1		①			
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

- イ 身体障害者
- ロ 要介護認定者
- ハ 要支援認定者
- ニ その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

図表 1 - (1) - ウ - ④ 福祉有償運送の登録に関する審査基準について（平成 18 年 9 月 28 日付け岐運支局公示第 9 号中部運輸局岐阜運輸支局長公示）（抜粋）

1 福祉有償運送について

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 49 条第 1 項第 3 号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第 48 条に掲げる者（以下「法人等」という。）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

2 登録の申請

(1) (略)

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第 2 - 1 号）に、(3)に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）管轄する運輸支局長（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長）あて提出するものとする。

① 申請者の名称

② 申請者の住所

③ 申請者の代表者の氏名

④ 自家用有償旅客運送の種別

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

- (イ) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- (ロ) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- (ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- (ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車
- (ホ) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の団体において会員登録を受けた者（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に規定するイ、ロ、ハ、ニの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者であって、運送者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

- (イ) 施行規則第 49 条第 1 項第 3 号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。
- (ロ) 施行規則第 49 条第 1 項第 3 号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求め、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。

- (ハ) 施行規則第 49 条第 1 項第 3 号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第 1 号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。

- (ニ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における運営協議会においてその必要性

が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第 51 条の 15 の規定 及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

(ホ) 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、上記に掲げる者の他、身体障害者等であって名簿に記載されていない当該運行区域 外からの来訪者及びその付添人も対象とするものとする。

(ハ) (ホ)に掲げる「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告したものとする。

(ト) (ハ)において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

#### ⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1 - (1) - ウ - ⑤ 地域公共交通セミナー（初級編）次第（平成 27 年度）

地域公共交通セミナー（初級編）

次 第

日 時：平成 27 年 7 月 2 日（木） 13：30～

場 所：ふれあい福寿会館第 2 棟 5 階大研修室

1. 開会

2. プログラム

第一部

13：35～14：00

「道路運送法の基礎知識等について」

岐阜運輸支局輸送・監査担当

14：00～14：30

「自家用有償旅客運送制度の見直しについて」

岐阜運輸支局輸送・監査担当

14：30～15：00

「旅客自動車運送事業用自動車の保安基準等について」

岐阜運輸支局保安担当

15：00～ 休憩 10 分間

第二部

15：10～16：00

「地域公共交通にかかわる計画づくりと支援制度について」

岐阜運輸支局企画担当

岐阜運輸支局輸送・監査担当

16：00～16：30

「岐阜県の補助制度等について」

岐阜県都市建築部公共交通課

16：30～ 質疑応答

3. 閉会

(2) その他

通 知	説明図表番号
<p><b>○ コミュニティバスのバス停通過による不適正な運行</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>道路運送法第 16 条では、一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、運行系統、運行回数などを規定した運行計画等に定めるところに従い、その業務を行わなければならない旨を規定しており、運行計画等で定められたバス停に乗降客がいる場合には、当該バス停に停車する必要がある。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、実地調査した愛知県内の 3 市（豊橋市、豊田市及び犬山市）及び岐阜県内の 1 町（揖斐川町）からコミュニティバスの運行を委託されている旅客自動車運送事業者 6 社の苦情処理簿（注）を基に、コミュニティバスの運行状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>（注）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 3 条第 2 項では、旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申し出を受けた場合には、苦情の内容、原因究明の結果、改善措置等を営業所ごとに記録し、その記録を一年間保存しなければならないとされている。</p> <p><b>ア バス停通過の事案</b></p> <p>A 社及び B 社では、平成 24 年度から 26 年度までの過去 3 年間に於いて、バス停通過（注）に関する苦情が毎年 1 件以上あった。</p> <p>（注）バス停通過（バス停飛ばし）とは、乗降客がいるにもかかわらず、バス停に停車しないことをいう。</p> <p>この原因について、A 社及び B 社では、これらの事案は全て運転者の故意によるものではなく、①普段は乗降客がいないバス停であるため乗車しようとする客を十分に確認しなかった、②夜間であるため乗車しようとする客の姿が視認できなかつた等ヒューマンエラーによるものであり、日頃からそのようなことがないように運転者に対し指導を行っていることを説明している。</p> <p>しかし、B 社では、①運転者は、乗客に対するアナウンスの実施、停車時・発車時のバス周辺の安全確認、料金の授受等をバス停で停車するたびに行うため、路線によってはそれを数十回行い、また、その路線を何往復もする場合もあることから、運転者の疲労が相当なものになること、②交通事情等により運行に遅れが生じ、それによって運転者に精神的な余裕がなくなりバス停における確認が不十分になること等の理由から、バス停通過について、口頭や書面による指導だけでは限界があると説明している。</p> <p>また、今回、バス停通過に関する苦情は確認できなかった C 社では、バス停通過対策及びバスの早発（バスがバス停を定刻より早く出発してしまうこと）</p>	<p>図表 1 - (2) - ①</p> <p>図表 1 - (2) - ②</p> <p>図表 1 - (2) - ③</p>

対策として、乗降客がないバス停でも必ず停車するよう運転者に指導しており、それを実現するためにも、コミュニティバスの運行の委託元である市に対し、時間に余裕がある運行ダイヤを組むよう要請していると説明している。

#### **イ 愛知運輸支局による指導状況**

愛知運輸支局では、管内で発生したバス停通過等運行ミス事案を把握した場合、地域公共交通会議等に出席した際や地域公共交通セミナー開催の際に、運行ミスの事案を紹介し、注意喚起を行っていると説明している。

#### **【所見】**

したがって、中部運輸局は、運行ミス事案の再発防止を図るため、交通会議や地域公共交通セミナー等において、コミュニティバスを運行している市町村及び旅客自動車運送事業者に対し、なお一層、注意喚起を行う必要がある。

**図表 1-(2)-① コミュニティバスの運行に関する根拠法令**

**○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抄）**

（事業計画等に定める業務の確保）

第 16 条 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2（略）

（注）下線は当局が付した。

**図表 1-(2)-② 旅客自動車運送事業者の苦情処理に関する根拠法令**

**○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抄）**

（苦情処理）

第三条（略）

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

（注）下線は当局が付した。

**図表 1-(2)-③ 平成 24 年度から 26 年度までの過去 3 年間におけるバス停通過に係る苦情の発生件数及び発生原因**

年度	発生件数	事業者名	発生日時	発生原因
平成 24 年度	3 件	A 社	平成 25 年 1 月 11 日 7 時 53 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停通過スピードが速い</li> <li>・乗客の有無の最終確認を確実に行わなかった</li> <li>・対向車両を見ていたことによる確認不足</li> </ul>
		B 社	平成 24 年 12 月 8 日 17 時 17 分頃 平成 25 年 2 月 13 日 7 時 50 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者が乗客との会話に気をとられ、バス停にいる乗客に気がつかなかった</li> <li>・運転者の確認不足</li> <li>・当該バス停では停止又は最徐行により乗客を確認するという社内ルールの実行を怠った</li> </ul>
25 年度	3 件	A 社	平成 25 年 5 月 20 日 13 時 42 分頃 平成 26 年 2 月 13 日 18 時頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客はいないとの思い込みにより確実に確認を行わなかった</li> <li>・バス停付近が暗く乗客の姿が目視できなかった</li> <li>・乗客はいないという思い込み</li> </ul>
		B 社	平成 25 年 7 月 10 日 14 時頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の勘違いとミス</li> </ul>
26 年度	4 件	A 社	平成 26 年 12 月 4 日 9 時 56 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事にも慣れ気が緩んでいた</li> <li>・慢心と惰性で仕事を行っていた</li> </ul>
			平成 27 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードの出し過ぎ</li> <li>・気の緩み</li> </ul>
		B 社	平成 27 年 2 月 20 日 22 時 11 分頃 平成 27 年 1 月 18 日 18 時 20 分頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗客はいないという思い込み</li> <li>・バス停が暗くて乗客の姿を確認することが困難</li> <li>・いつもは乗客がいないバス停であったため確認を怠った</li> </ul>

（注）当局の調査結果による。

## 2 輸送の安全確保対策の推進

### (1) 自家用有償旅客運送者に対する安全確保措置の徹底

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、旅客の運送に当たり、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「規則」という。）等関係法令に基づき、①安全な運転のための確認の実施及び内容の記録・保存（規則第 51 条の 18）、②運転者台帳の作成（規則第 51 条の 19）、③運転者証の作成・掲示（規則第 51 条の 19 第 3 項）、④自家用有償旅客運送自動車に関する表示等（規則第 51 条の 23）、⑤車両への登録証の写しの備付け（規則第 51 条の 23 第 3 項）、⑥日常点検整備の実施（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 47 条の 2）、⑦定期点検整備の実施（法第 48 条）、⑧健康診断の実施（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 44 条第 1 項）、⑨重大事故発生時の速報の実施（自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号。以下「事故報告規則」という。）第 4 条）、⑩輸送実績報告書の提出（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条の 2）等を行うこととされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、愛知県内及び岐阜県内において調査対象とした運送者 6 団体の平成 24 年度から 26 年度までの輸送の安全確保措置の遵守状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>ア 福祉有償運送者の輸送の安全確保措置の実施状況</b></p> <p>(ア) 安全な運転のための確認が不適切なもの（2 団体）</p> <p>① 運行管理の責任者及びその代行者が同時に外出することがある等の理由により、運転者に対し安全な運転のための確認を実施していないもの（1 団体）</p> <p>② 安全な運転のための確認は実施しているとしているが、その記録を作成していないため、実施しているかどうかの確認はできないもの（1 団体）</p> <p>(イ) 運転者台帳の記載事項に不備があるもの（5 団体）</p> <p>① i) 運転免許証の番号及び有効期限、ii) 運転免許の条件、iii) 運転者の健康状態を運転者台帳に記載していないもの（1 団体）</p> <p>② i) 運転免許の条件、ii) 運転者の要件に係る事項、iii) 事故を起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合の概要を運転者台帳に記載していないもの（1 団体）</p> <p>③ 運転者の健康状態を運転者台帳に記載していないもの（3 団体）</p> <p>(ウ) 運転者証に運送者の名称及び運転者の氏名の記載はあるものの、作成番号、作成年月日及び運転免許証の有効期限の記載がないもの（1 団体）</p> <p>(エ) 福祉有償運送自動車に関する表示が不適切なもの（2 団体）</p> <p>① 福祉有償運送に使用する車両に、福祉有償運送者の登録番号を表示して</p>	<p>図表 2 - (1) - ①</p> <p>図表 2 - (1) - ②</p>

いないもの（1団体）

② 誤った登録番号を車両に表示しているもの（1団体）

(オ) 車両に登録証の写しを備えていないもの（1団体）

(カ) 車両の日常点検整備を一度も実施していないもの（1団体）

(キ) 種別、用途等により定められた時期の車両の定期点検整備を実施していないもの（2団体）

(ク) 運転者の健康状態の把握を行っていないもの（1団体）

岐阜運輸支局は、常時雇用しない労働者の健康状態の把握方法について、常時雇用しない労働者は労働安全衛生法等による定期健康診断の義務付けがないことから、運送者自ら定める適宜の方法又は運営協議会で取決めがある場合にはその把握方法によるとしているが、当該団体は、常時雇用しない運転者の健康状態の把握方法として、「住民健診・適性診断等で確認」するとしているものの、その確認を実施していない。

(ケ) 平成26年3月に、事故報告規則第4条で規定する速報が義務付けられている重大事故（注）を起こしているが、運輸支局への速報を実施していないもの（1団体）

（注）重大事故とは、事故報告規則第2条で規定される、自動車転覆した事故や死者又は重傷者が生じた事故等をいい、本件事故は、車内において、停車した際に利用者が座席からずり落ち、負傷したものである。

なお、同団体では、自動車事故報告書を平成26年4月20日に運輸支局に提出しているが、この提出に関しては、同年3月末に開催された同団体の理事会の場で、会議に出席した理事から、車内事故であっても本件を運輸支局に報告すべきではないかとの指摘を受けて、報告を行ったものである。

(コ) 輸送実績報告書を平成18年の輸送開始以降、現在に至るまで、一度も運輸支局へ提出していないもの（1団体）

なお、同団体では、本報告書について、これまで運輸支局から一度も提出の督促を受けたことはないと説明している。

(カ) 輸送実績報告書で報告すべき交通事故を報告していないもの（1団体）

当該団体では、平成25年11月に発生した他者所有の自動車との接触事故について、相手方に全面的に過失があり、また、利用者の降車後に発生した物損事故であったことから、輸送実績報告書で報告する交通事故の対象外と判断し、同年度分の輸送実績報告書における交通事故件数として計上していない。

なお、本交通事故について、岐阜運輸支局は、利用者の乗車の有無にかかわらず、報告すべき交通事故であることから輸送実績報告書に交通事故として計上する必要があったとしている。

#### イ 愛知運輸支局による監査等の実施状況

愛知運輸支局では、毎年度、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者計約500社を対象に監査を行っているが、運送者（福祉有償運送者）に対し

図表2-(1)-③

ては、平成 18 年の制度の開始以降、一度も監査を実施したことはない。

この理由について、愛知運輸支局では、①運送者に対する監査は、「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準、自家用有償旅客運送の監査方針、及び自家用有償旅客運送者の法令違反に対する行政処分の公表の基準について(平成 18 年 9 月 27 日付け愛運支局公示第 2 号中部運輸局愛知運輸支局長公示)」のⅡの 3 に規定する監査を実施する端緒に該当する者がいる場合に実施することとしており、現在まで、これに該当する者がいなかったこと、②運送者は、旅客・貨物運送事業者と比較して事業者数、保有台数等が少なく、限られた体制の下で、社会的な影響や費用対効果を考慮すると運送者への監査の優先度は低いことによると説明している。

図表 2 - (1) - ④

図表 2 - (1) - ③  
(再掲)

図表 2 - (1) - ⑤

### ウ 運輸支局による指導状況

愛知運輸支局は、新規に登録された運送者に対し、自家用有償旅客運送者登録証の交付と併せて、「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」(平成 18 年 9 月 29 日付け愛運支局公示第 7 号中部運輸局愛知運輸支局長公示)等で規定する安全な運転のための確認表等の参考様式を交付し、書類の作成・保存について指導を行っている。

図表 2 - (1) - ⑥

また、岐阜運輸支局も愛知運輸支局と同様に、運送者に対し、「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」(平成 18 年 9 月 28 日付け岐運支局公示第 9 号中部運輸局岐阜運輸支局長公示)等により参考様式の例示を行うとともに、福祉有償運送ガイドブック(平成 20 年 3 月国土交通省自動車交通局旅客課作成)(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/GB-honbun.pdf>)等を配布し、運送者への制度の周知を行っている。

さらに、愛知運輸支局及び岐阜運輸支局は、各市町村が開催する福祉有償運送運営協議会への参加を通じて、自家用有償旅客運送に係る制度や法令の遵守事項について、愛知県内及び岐阜県内の市町村や運送者に注意喚起を行っている」と説明している。

### エ 運輸安全マネジメントの実施状況

平成 18 年 10 月に、輸送の安全性向上を目的とした運輸安全マネジメント制度が創設され、自動車運送事業者による輸送の安全に関する指針の策定・公表、事故に関する統計の作成・公表等の取組が進められているが、運送者についてはこの制度の対象とされていない。

このことについて、中部運輸局は、運輸安全マネジメント制度における安全管理規程の作成や安全統括管理者の選任を義務付け、評価の対象となる事業者(以下「安全管理規程作成等義務付け事業者」という。)が、保有車両数 200 両以上の乗合バス事業者や保有車両数 300 両以上のタクシー事業者、貸切バス事業者等とされているのは、事故時の被害の大きさから社会的影響が大きいと考えられる事業者に絞り込み、限られた行政資源の中で、輸送の安全を確保するためには効率的・効果的であり、結果として現在、運輸安全マネジメント評価は営利を目的とした自動車運送事業者を対象としていることに加え、同制度

の趣旨は、自動車運送事業者の経営者が営利の追求のみに走らず、安全確保を第一とした経営方針を形骸化させることなく、安全に関する取組を確実に実践させることである旨説明している。

一方、中部運輸局では、運輸安全マネジメント制度が旅客運送の安全確保に効果的であるとの観点から、運送者に対しても、運輸安全マネジメントセミナーを通じて、運輸安全マネジメントの普及啓発を行っているが、今回調査を行った6運送者はいずれも同制度を了知していなかった。

### 【所見】

したがって、中部運輸局は、運送者に対し、自家用有償旅客運送制度に係る法令等の規定について改めて周知するとともに、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 運転者に対する安全な運転のための確認を適切に行っていない運送者に対し、当該確認を実施するよう指導すること。
- ② 運転者台帳の記載事項に不備がある運送者に対し、当該台帳の記載事項に係る法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ③ 運転者証の記載事項に不備がある運送者に対し、当該運転者証の記載事項に係る法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ④ 車両の標章の表示を適切に行っていない運送者に対し、当該表示を行うよう指導すること。
- ⑤ 車両に登録証の写しを備えていない運送者に対し、車両に当該登録証を備えるよう指導すること。
- ⑥ 車両の日常点検整備又は定期点検整備を適切に行っていない運送者に対し、当該整備を行うよう指導すること。
- ⑦ 運転者の健康状態を把握していない運送者に対し、運転者の健康状態の把握を行うよう指導すること。
- ⑧ 重大事故発生時に自動車事故の速報を実施していない運送者に対し、当該速報を実施するよう指導すること。
- ⑨ 輸送実績報告書を提出していない運送者に対し、当該報告書を提出するよう指導すること。
- ⑩ 輸送実績報告書で報告すべき交通事故を報告していない運送者に対し、報告すべき交通事故の定義等について具体的な説明を行うとともに、交通事故件数を正確に報告するよう指導すること。

また、中部運輸局は、運送者に対し、輸送の安全性向上を図る観点から、運輸安全マネジメント制度の活用について、なお一層、周知を図る必要がある。

## 図表 2 - (1) - ① 輸送の安全確保措置に関する根拠法令

### ○ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）（抄）

（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

第 51 条の 18 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 （略）

（運転者台帳及び運転者証）

第 51 条の 19 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第 51 条の 16 第 1 項及び第 3 項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要

七 運転者の健康状態

2 （略）

3 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 運転者の氏名

四 運転免許証の有効期限

五 第 51 条の 16 第 1 項及び第 3 項に規定する要件に係る事項

（自家用有償旅客運送自動車に関する表示等）

第 51 条の 23 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

一 名称

二 「有償運送車両」の文字

三 登録番号

2 （略）

3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客

運送自動車に備えて置かなければならない。

## ○ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（日常点検整備）

第 47 条の 2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前 2 項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

（定期点検整備）

第 48 条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ 国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

二 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月

三 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

## ○ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（健康診断）

第 66 条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2 （以下略）

## ○ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（定期健康診断）

第 44 条 事業者は、常時使用する労働者（第 45 条第 1 項に規定する労働者を除く。）に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 既往歴及び業務歴の調査

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 (以下略)

### ○ 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）（抄）

（速報）

第 4 条 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第 1 項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 第 2 条第 1 号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）

二 第 2 条第 3 号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ 二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの

ロ 五人以上の重傷者を生じたもの

ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの

三 第 2 条第 4 号に該当する事故

四 第 2 条第 5 号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

五 第 2 条第 8 号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

### ○ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）（抄）

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第 2 条の 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）第 4 条第 1 項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第 6 号様式による輸送実績報告書を、毎年 5 月 31 日までに一通提出しなければならない。

2 (略)

（注）下線は当局が付した。

図表 2 - (1) - ② 運転者台帳に記載する道路交通法違反に関する通知の根拠法令

○ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）（抄）

（使用者に対する通知）

第 108 条の 34 車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

（注）下線は当局が付した。

図表 2 - (1) - ③ 愛知運輸支局業務概要（抜粋）

第 2 章 業務概況

第 2 節 旅客・トラック運送関係

6. 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）

平成 26 年 3 月末現在で、県内 54 市町村のうち 43 市町において 34 の福祉有償運送運営協議会が設置され、NPO 等 91 者が登録を受け、856 両で運送されています。

第 3 節 監査 輸送の安全の取組について

1. 自動車運送事業者への指導の現状

監査件数の推移

業 態	24 年度		25 年度		26 年度	
		対 比		対 比		対 比
バス	105	100	94	89	82	78
タクシー	128	100	79	61	139	108
トラック	289	100	295	102	308	106
合計	522	100	468	89	529	101

（注）下線は当局が付した。

図表 2 - (1) - ④ 自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準、自家用有償旅客運送の監査方針、及び自家用有償旅客運送者の法令違反に対する行政処分の公表の基準について（平成 18 年 9 月 27 日付け愛運支局公示第 2 号中部運輸局愛知運輸支局長公示）（抜粋）

II 自家用有償旅客運送の監査方針について	
3 監査の対象	
(1) 特別監査	
①	運転者が明らかに第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。）と推定される死亡事故及び悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。以下同じ。）を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした運送者
②	運転者が悪質違反を犯した運送者
③	監査の実施結果により、業務の改善についての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した運送者であって、呼び出しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者
④	上記改善報告を行ったものの、その後 1 年間にさらに違反を繰り返す運送者
(2) 一般監査	
①	事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者
②	監査の実施結果により、業務の改善の状況の報告を課した運送者
③	その他特に必要と認められる運送者

図表 2 - (1) - ⑤ 愛知運輸支局管轄の旅客・貨物運送事業者と福祉有償運送者の事業者数及び保有車両数（平成 25 年度末）

（単位：事業者、両）

事業種別		事業者数	保有車両数	
旅客運送	バス	乗合	45	2,614
		貸切	120	2,003
		特定	4	60
		合計	169	4,677
	タクシー	一般	155	8,496
		個人	840	840
		ハイヤー	12	107
		合計	1,007	9,443
貨物運送	一般	2,803	76,409	
	霊柩	98	541	
	特定	22	286	
	軽	6,920	10,240	
	合計	9,843	87,476	
福祉有償運送		91	856	

（注）愛知運輸支局の資料に基づき当局が作成した。

図表 2 - (1) - ⑥ 福祉有償運送の登録に関する審査基準について（平成 18 年 9 月 29 日付け愛運支局公示第 7 号中部運輸局愛知運輸支局長公示）（抜粋）

(51 条の 25 関係)

参考様式第イ号

旅 客 の 名 簿  
(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由				備考
				イ	ロ	ハ	ニ	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

- イ 身体障害者
- ロ 要介護認定者
- ハ 要支援認定者
- ニ その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

Blank box for the name of the self-employed passenger transport operator.

身体障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
	6 級		知的障害者		
	5 級			軽 度	
	4 級			中 度	
	3 級			重 度	
	2 級				
	1 級				
合計			精神障害者		人 数
要支援認定者		人 数		3 級	
	要支援 1			2 級	
	要支援 2			1 級	
合計				診断書	
要介護認定者		人 数			
	要介護 1		そ の 他		人 数
	要介護 2			肢体不自由者	
	要介護 3			内部障害	
	要介護 4			そ の 他	
	要介護 5				
合 計			合 計		
総合計					

安全な運転のための確認表

平成 年 月 日

番号	運転者氏名	疾病	疲労	飲酒	その他理由	運行の安全確保のための指示	確認時間	確認者
1		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
2		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
3		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
4		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
5		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
6		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
7		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
8		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
9		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			
10		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無) 理由欄			

乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	会 員 名	付添人	発地 主な経過地 着地	運送に要した時間及び距離			収受した 対価
				開 始	終 了	乗務距離	
1		人	( )	:	:		円
2		人	( )	:	:		円
3		人	( )	:	:		円
4		人	( )	:	:		円
5		人	( )	:	:		円
6		人	( )	:	:		円
7		人	( )	:	:		円
8		人	( )	:	:		円
9		人	( )	:	:		円
10		人	( )	:	:		円
11		人	( )	:	:		円
12		人	( )	:	:		円
13		人	( )	:	:		円
計		人					円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--

(51条の19関係)

参考様式第ホ号

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の 運転者となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無(セダン型自動車を運転する場合に必要となる講習等)

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪問介護員等の資格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

事 故 の 記 録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所


事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)


事故の原因


再発防止対策


苦 情 処 理 簿

事務所名	
受 付 者	

申告者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	

(申告内容)

(原因究明の結果)	処理担当者 :

(苦情に対する弁明の内容)	処理担当者 :

(改善措置)	処理担当者 :

## (2) その他

通 知	説明図表番号
<p><b>○ 事業者による輸送の安全にかかわる情報（内部監査の結果等）の公表</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、道路運送法第 29 条の 3、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項及び「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項」（平成 18 年 9 月 19 日付け国土交通省告示第 1089 号）に基づき、輸送の安全に係る内部監査の結果及びそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置（以下「監査結果等」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。</p> <p>また、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成 21 年 10 月 16 日付け国官運安第 156 号・国自安第 88 号・国自旅第 163 号・国自貨第 95 号（一部改正：平成 26 年 1 月 24 日付け国官運安第 286 号・国自安第 242 号・国自旅第 398 号・国自貨第 115 号）国土交通省大臣官房運輸安全監理官・自動車交通局安全政策課長・自動車交通局旅客課長・自動車交通局貨物課長通達）において、監査結果等の公表方法について、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとしている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、愛知県内及び岐阜県内において、調査対象とした事業者 6 社の道路運送法に基づく内部監査結果等の公表状況を調査した結果、1 社（D 社）では、社内監査規程に基づき本社が全営業所を対象に内部監査を実施しているが、その監査結果等を公表（平成 27 年 9 月末現在）しておらず、また、D 社 E 営業所では、監査結果等の連絡を受けているものの、本社からの指示が徹底しておらず、営業所でも公表に対する意識が薄かったことから、営業所内への掲示等を行っていない状況がみられた。</p> <p>このことについて、岐阜運輸支局は、D 社 E 営業所において監査結果等が公表されているかどうかまでは、知らなかったとしている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、中部運輸局は、輸送の安全を確保する観点から、事業者における内部監査の結果等の公表について、事業者自らが定めた公表方法とその履行状況を確認することを周知徹底するよう、事業者に対し指導する必要がある。</p>	<p>図表 2 - (2) - ①、②、③</p> <p>図表 2 - (2) - ④</p>

## 図表 2 - (2) - ① 輸送の安全にかかわる情報の公表に関する根拠法令

### ○ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（抄）

（安全管理規程等）

第 22 条の 2 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（以下略）

（一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第 29 条の 3 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

### ○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抄）

（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第 47 条の 7 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2（略）

（注）下線は当局が付した。

図表 2 - (2) - ② 旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年 9 月 19 日付け国土交通省告示第 1089 号）

○ 国土交通省告示第1089号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の 7 第 1 項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項を次のように定め、平成18年10月 1 日から適用する。

平成18年 9 月19日

国土交通大臣北側一雄

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送

1 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の 7 第 1 項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、次のとおりとする。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- (3) 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第 2 条に規定する事故に関する統計

2 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第22条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める規模以上の旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 法第22条の 2 第 1 項に規定する安全管理規程
- (2) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- (3) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- (5) 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- (6) 法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する安全統括管理者に係る情報

(注) 下線は当局が付した。

**図表 2 - (2) - ③ 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日  
付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号（最終改正：平成 27 年  
11 月 9 日付け国自安第 155 号・国自旅第 229 号・国自整第 239 号）国土交通省  
通達）（抜粋）**

第 47 条の 2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法（道路運送法）第 22 条の 2 の規定に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第 22 条の 2 及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設定等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第 35 条第 1 項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 300 両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であって、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

（注）下線箇所は当局が追加した。

**図表 2 - (2) - ④ 自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成 21 年 10 月 16 日付け国官運安第 156 号・国自安第 88 号・国自旅第 163 号・国自貨第 95 号（一部改正：平成 26 年 1 月 24 日付け国官運安第 286 号・国自安第 242 号・国自旅第 398 号・国自貨第 115 号）国土交通省大臣官房運輸安全監理官・自動車交通局安全政策課長・自動車交通局旅客課長・自動車交通局貨物課長通達）（抜粋）**

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

- 1 規程等義務付け事業者の方針等の公表について（略）
- 2 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について（略）
- 3 事業者の行政処分情報の公表について（略）
- 4 公表方法について

事業者は、可能な限り多くの利用者等が情報を知り得るよう、自社の実状に応じた方法で公表するものとし、具体的な方法として次のような方法が考えられる。

(1) 場所

- ① 1 及び 2 の情報は、本社及び全営業所
- ② 3 の情報は、本社及び当該行政処分を受けた営業所

(2) 手段

- ① 自社ホームページへの掲載
- ② 報道機関へのプレス発表
- ③ 自社広報誌等への掲載
- ④ 営業所等利用者が出入りする自社施設における掲示
- ⑤ 旅客自動車運送事業者の場合は、事業用車両内における掲示 等

(注) 1 下線は当局が付した。

- 2 本通達は、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長宛て発出されたものである。